



総裁猊下近影

「雪蓮」

新流会總裁
大井際断



その昔、かつて月華禪師が白雲に謁見した時、白雲問うて云く「此の何をか業となす」と。月華云く「孔雀經を念ず」と。雲云く「好箇の男子、鳥雀の後に隨わん」と。月華、語を聞いて驚異して之に依る。

此の孔雀明王經は、唐の不空訳にて、一切の諸毒災惱を滅し一切有情を救う有難き密教の聖典である。

吾々禪宗の大切なお經に「大悲呪きんじはギバで、頸（くび）のことである。即ち、青頸觀音菩薩のことである。青頸は孔雀の首の美しい姿を示す言葉である。此の青頸觀音が密教に入つて孔雀明王經となる。

インドの仏教は一二〇三年イスラムの為にその伝承が衰減して、チベットや蒙古に広くラマ教として移し植えられた。チベット高原、ラサの都（三六五八m）には、秘葉の花「雪蓮」が白い花を咲かせているが、仏教も人々の心をとらえ「雪蓮」の花のよ

うに、チベットの人々の心の医薬となつた。此の心の花は、チベットのみではなく、更に北にのび、崑崙、祁連の山嶺を超えてゴビの砂漠に下つて浸潤して行つた。かくして、北はシベリヤ、東は満州、華北の地に、西は遠くカルムツクに及ぶ、蒙古民族にとつての大切な宗教となり、純情な人々の甚深な仏教信仰となつて、現在の二十一世紀の北アジアの隅々までに、上求菩提下化衆生の大活動を展開している。

特に頭がさがるのは、彼等多くの善男善女のラマ教聖地への巡礼の姿である。嶮峻な山中や高原中を五体投地を続けながら歩きとおすことで惰眠をむさぼることは許されない。

若き薪流会の青年たちよ、聖地巡礼の五体投地を良き龜鑑として、冀くわ、身体を投げうつて下化衆生の為に出精されんことを。

本部
〒616-8035
京都市右京区花園妙心寺町53
養徳院内 横江 桃國

発行
〒509-0245
岐阜県可児市下切284
雲龍寺内 保子 令謙

編集
〒507-0068
岐阜県多治見市大森町1238
東明寺内 土岐 正觀

印刷
〒505-0021
岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
有限会社 永田印刷

「雪蓮」		目次
講演（前編）	—日本ミンブルヴァン映像	総裁 大井 際断
講演（後編）	—大谷家当主 大谷光道師	雲龍寺 保子 令謙
伝える力を養う	—正法寺 栗原正雄	井上文夫氏
方言詩紹介	—松尾静明氏	：：： 9
托鉢報告	：：： 21	：：： 14
法衣と衣屋について	草木佳貴氏	：：： 4
	26 23 21	24 23 21

論
説

日本国憲法の改憲と覚悟



雲龍寺

保子 令謙

先般、自民党的憲法改正案が発表されました。特に憲法九条の改正により平和憲法の改定。自衛権の明示。集団的自衛権行使の可能性の増大。自衛隊を自衛軍に名称変更するか否かにかかわらず、名実ともに核戦力以外は、世界有数の能力を備えた軍隊の保持が実現し、専守防衛より先制攻撃の充実を図ることに成るでしょう。アメリカ軍の今回の大再編に際し、東アジア地域で、アメリカは、日本に世界戦略上重要なイギリス並みの軍事的パートナーとしての役割を期待出来る道筋が整つたわけです。

去年、新たに着任した日本駐在アメリカ環太平洋司令官は、『アメリカと自衛隊は理想的な協力関係を築いている。非常に満足し、誇りとするところである。』と先般発言しておきました。日本駐留のアメリカ軍と自衛隊は、世界的に最先端の軍事力を一体となり駆使できる強力な関係にあるとのことです。このことは既に集団的自衛権の実現が何時でも可能であると言うことです。

日本を取り巻く軍事状況は、核拡散が進む一方であり、核戦力の既得

国の核削減は遅々として進まず。あの隣国の核ミサイルは、日本をいつでも徹底的に壊滅出来るようセットされており、これを受け、日米協力し、迎撃ミサイルの開発を進めています。中国は、軍事力の驚異的增强に励み、東シナ海で日本の説得を無視し、油田の採掘を始め、日本領海へ境界線を拡張する主張を行い、太平洋への軍艦や潜水艦の自由な航行の海域拡大をばかり始めています。かつて、李鵬は、『日本は口にするほど取るに足る国ではない。せいぜい二十年後には地球上から消えていく国だ』とオーストラリア首脳に囁きました。現在中国は、この言葉通り、日本が与えたODAの余剰金で作った二十四基の核ミサイルを日本へ照準を合わせ、何時でも発射可能です。また中国は、チベット同様、台湾を自国の自治区にするため、軍事侵略の機会をうかがっています。アジア諸国を属国にしようとしています。日本も同様に『血の代償』に台湾を自国の自治区にするため、軍事侵略の機会をうかがっています。昔も変わらぬ自己中心主義の中華思想の匪賊国家中国により東アジアも東南アジアも西アジアも『天気晴朗なれども波高し』ではなく『天気暗雲にして波高し』の状況です。

憲法改正により、先のアフガニスタンやイラクのような戦争が勃発し始めた場合、国連の承認による参戦の参加要請による参戦。またはアメリカの集団的自衛の要請による参戦など、どの様な形であろうが、今以上に自衛隊が参戦しやすくなるでしょう。武力の行使を目的として自衛隊が本格的に他の国の軍隊と戦争を行ない、イラクでアメリカ軍や他の多国

籍軍の戦死や負傷が発生している現実が当然の如く自衛隊にも起こります。今まででは諸外国に悪口を言わせますが、今後は、ホリエモンが言うように『金』では解決できません。『血の代償』を要求され、実際に『血の代償』が発生するかも知れません。よいよ自分の子や孫や親戚の甥や姪が一人ずつ、戦死や戦傷を受ける惨事を覚悟しなければなりません。米国は、イラクで犠牲者を出しつつも、ヤンキースタジアムでは大勢の客がホットドッグをほおばりながら野球に声援を送つており、大多数の国民が平和?に生活を続ける事の出来ない不思議さを感じずにはいられません。それだけ超大国なのでしょう。やがて日本も同様に『血の代償』に麻痺?し、地球の裏側で自衛隊が戦争し、犠牲者を出しながらも、国民は、野球や紅白歌合戦に興じることと成るのでしょうか?

平成十三年に臨済宗妙心寺派の宗議会ならびに総長は、先の大戦での宗門の戦争協力の反省宣言文を発表しました。ドイツのイナ・ブイテンダイックによる質問状がきっかけにより、宣言文の発表となつたと書かれています。

国家とは何か、無常、苦、無我の人を管理下におきたがります。先の大戦に妙心寺派だけではなく、戦争協力をした他の宗教団体も、ようやく今日、その反省をしつつあります。確かに、先の妙心寺派の反省宣言文は大変意義深く、重要なことと思いま

教、ユダヤ教、ヒンズー教、等々も同じです。考えますに到底現実的ではありませんが、各宗教団体がそれを追求すれば、無数の宗教間で衝突が起きることと成ります。ハンチントンの『文明の衝突』ではなく『宗教の衝突』です。一方、現実の国際政治力学的には、国家とは、自国民と領土の安全と発展を確保する枠組みです。辞典を引くと、国家とは、一定の領土、国民、主権を備えた中央集権的な排他的組織とあります。国際社会は、国家間で武力と経済力を背景に、激しい競争を繰り広げており、各国は、自国の権益と安全と発展に汲々としております。先の大戦までの植民地主義が常識な状況と本質的には変わりありません。昨今、日本隣国同士での歴史認識の一致が問われていますが、各国それぞれ自國に都合よく歴史を認識するのは当たり前であり、同じ歴史認識を持つなどということは国家というものがある限り不可能でしょう。ましてや中国は、共産主義独裁国家のマルクス史観であり、日本からODAを貢つておきながら反日教育が徹底しておられ、日本に対して戦闘体制の言わば反日史観です。日本人同士でも歴史認識が違うのですから。現実の国際状況は、各国の国家工ゴのぶつかり合いと妥協の連続です。

現在、現実に戦争が日本で起きていないから平和とはいえない。世界のどこかで常に戦争は起こつておきます。当然、東アジアで将来戦争が起きることも考えられます。我々

仏教者は、厳しい国際状況の中で、日本国家の中はどう覚悟を決めるのかが今問われています。仏教者は、宗教者は、戦前のように、国家権力や地方自治体に管理されていては成りません。万一の場合、命を懸けた行動が必要になりつつあること感じております。この度率直に、戦争協力の反省宣言をした妙心寺派の宗門人は、何人？全仏教者で何人？全宗教者で何人？平和憲法改正反対の行動を果たしてどの様にお起こしたことの反省でしょうか？命がけの戦争反対行動が出来るのでしょうか？宣言だけなく！実際の反対行動が今後重要であると思います。

反対行動を起こさねば自分の子や孫は、戦争で殺されることとなるのでしょうか。しかし、反対してもだめかも？知れません。国家権力は絶大です。近い将来、平和憲法の放棄が現実となり、自国民が何千万人死のうが気にしない共産党独裁政権の隣国が軍事力を背景に、恫喝外交や軍事侵略を仕掛けてきたとき、日本国民がそれに激興し、緊張状況が起きた場合、我々宗教者はどのように行動するのかが問われます。非国民の誹りを受けても自衛の戦争に反対運動する行動が起こせるでしょうか。どのように沈静化を図ることが出来るのでしょうか。

『どうせ死ぬならどう死のう！ いざ覚悟！』などと言うのがどこかの宗派の定期巡教の題に成る時代が来ないことを切に祈るのみです。



“こころの豊かさ、こころのやすらぎ”が私たちの商品です。

〈墓所・墓石・保険・環境〉

メモリアルアートの大野屋

墓所づくりを通じて社会のお役に

メモリアルアートの大野屋

創業昭和14年

心の豊かさ、心のやすらぎが私たちの商品です

本 関 西 支 社	☎03-5386-4181	〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場T Sビル
梅田お墓のご相談センター	☎0120-78-7777	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-1108 大阪駅前第四ビル11F
箕 面 支 店	☎0120-30-7777	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-2-B2-34-1 大阪駅前第二ビル
堺 支 店	☎0120-30-7775	〒562-0027 大阪府箕面市石丸3-2-6
和 歌 山 営 業 所	☎0120-61-3388	〒599-8241 大阪府堺市福田581-1
京 都 支 店	☎0120-61-3388	〒640-1251 和歌山県海草郡野上町国木原577-3
阪 神 支 店	☎0120-31-7777	〒612-8392 京都府京都市伏見区下鳥羽北ノ口町28
神戸営業所神戸お墓のご相談センター	☎0120-70-0177	〒662-0032 兵庫県西宮市桜谷町1-18
名 古 屋 支 店	☎0120-31-0388	〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町1-1-16 クロエビル101
	☎0120-44-1888	〒470-0316 愛知県豊田市千鳥町梨ノ木258

講演
(前編)

日本テンプルヴァン株式会社
代表取締役 井上 文夫
(宗教法人実務相談センター代表)
【テーマ】

宗教法人を取り巻く環境の
変化と今後の対応策

「はじめに」

皆様こんにちは。ただいまご紹介いたしました井上でございます。今日はこちらへ参るの大変楽しみにして参りました。それは名古屋城(嬢)に会えるからではないのです。

去年の製造業の出荷額がなんと名古屋を中心とした中部経済圏では三十五兆円、兆円もあつたそうですね。三十五兆円、しかも過去二十六年間ずっと日本一の座を奪われていないわけです。この三十五兆円というと国家予算に匹敵するような大きな金額ですが、それぐらいパワーのあるこのご当地に参りますと、やはり私自身が名古屋の持つこのパワーをいただいて帰れる、そういう気がして楽しみにして参りました。先ほど名古屋城(嬢)と申しましたが、これはお城のことではないのです。皆さんご存知のように名古屋嬢というのは大変最近では全国的に有名でして、名古屋の良家のお嬢さんことを名古屋嬢と言うのだそうです。代表的なのは巻き髪で、お父さんやお母さんと一緒に買い物をして歩く、そういう良家のお嬢さんたちのことを名古屋嬢と言うのだそうですが、そのお嬢さんに会いたくて来たわけではありません。ご当地の持つパワーをいただきたくて来たわけです。

またこのほかに、資生堂の調査がありまして、全国的な化粧品の一人当たりの売上高を調べてみましたら、なご当地名古屋がダントツで一ヶ月あたりの化粧品の使用金額が多かつたそうです。これは、つい一日二日前の話ですが、私はてっきり早合点しまして「そうか厚化粧をしているのか、だから一人あたりの使用量が多いんだな」と思いましたら、そうじやないそうです。単価が高いものを、人よりもきれいになろうとしてどんどん買っている。それをいい表現をすれば向上心があるというか、他人に対する差別化をしようという意識が強いわけですね。悪く言えば單なる見栄つ張りということが言えるかもしませんが、いずれにしても化粧品の使用金額も消費量も全國一位だそうです。ですからこれからおそらく資生堂は、広告宣伝費をはじめあらゆる費用をこの中部経済圏に重

点的に投下するんじゃないでしょうか。かと申しますと、我々が日頃から身近に関係しております葬儀の問題ですね、これがどうなっていくのか、向こう五十年先まで見通してみますと、まず二〇〇六年、国内の死亡者数と出生者数とが逆転し、死亡者数の方が増加に転ずる。これは二〇〇六年がピークなんですね。人口のピークということは、二〇〇七年からは減少に転するということです。ピークの時の日本の総人口は一億二七〇〇万人という見通しになつております。(※これも講演後の平成十七年末に発表された数字によります)生誕数を死亡数が上回り、本年度から人口減に突入してしまい、政府予想より一年早まつてしましました。

さて、今日お話ししようと思つていてテーマは、四つございます。一つは「少子高齢化が仏教界に与える影響」「二つ目は宗教法人を取り巻く環境の変化」、三つ目は寺院住職に認められた典礼権という権利」、それから四つ目が「寺院の未来像」ということです。

まず一番目の少子高齢化の問題ですが、これは大変昨今賑わしております年金の問題で、これの一番元凶はやはり将来人口が減っていくということなんですね。少子高齢化、これはもちろん年金問題に影響を与えておりまして、将来の年金計算の根拠が成り立たないということで、国を挙げての大問題になつてゐるわけです。一方我々宗教関係者から見ますとどういうことになる



精進料理・慶事・仏事御膳料理

御料理・仕出し

紀文

岐阜県山県市青波 262-1
本店(代) TEL. (0581) 52-1090
FAX. (0581) 52-3020
岐阜サービスコール ☎ 0120-371605

御袈裟法衣調進所

みやび
雜 法 衣 店

〒602-8407
京都市上京区大宮通寺之内通り下ル西入伊佐町237
TEL (075) 431-5098
FAX (075) 431-8495

常に少ない寂しい葬式ということになってしまいます。(地味葬のはじまり?) 次に二〇一〇年、散骨が十%を超える。今は数字に現れないくらいのわずかな数しかありません。たぶん全国でみましても統計がありませんのでわからませんが、散骨される方は一〇〇人とか二〇〇人とかそんな数字だと思います。ただ話題先行でマスコミも取り上げますから、いかにも多いように見えますが、実際にはほんとにわずかなもので。それがあと五六六年も経りますと十%を超えるというすごいことになるという予想ですが、果たしてどうでしょうか?

さて二〇一三年、葬儀での戒名不要論者が増えて俗名による葬儀が全体の二十%を超える。これも今から考えますとよもや、と思うのですが、少しづつ戒名を付けない方が増えているのは現実です。これは実際実感されているの方もいると思います。たぶん戒名を付けてない方はそれぞれ御住職の皆さんを導師としてお呼びにならないかも知れませんが、実態としてはじわじわと増えているというのが現実でございます。以前私にご相談にあつた方もやはり戒名をつけられませんでした。

それから二〇一五年、これは私の会社で提唱していることなのですが、「海上浮かぶ葬儀会館と火葬場を兼ねた船」が登場します。これはなぜかと申しますと都会地ではもう火葬場は設置不可能です。葬儀場もなかなか難しいですね、しかも駐車場の確保をしなければいけません。ところが岸壁であればどこでも駐車場広いですよね。岸壁に車で乗り付けてそのまま船に乗つて、船のお窓の中で火葬をする。中の葬儀会場をいくつか作つておきまして、そこで二つも三つも同時に葬儀ができると

いう。で、この希望があれば岸壁を離れて散骨もできる。それで一石三鳥くらいの役割を持つた葬儀専用の船ができるのではないかといふ予測をしております。これは私共で提唱していますが、これを聞いた大阪のある大手葬儀会社の社長が、そのアイデアいただきとばかりに、実際そういうことをございました。これが講演されるときに自分のアイデアとしてお話をなつていていうことを、後から人づてにお聞きしました。

次は二〇一六年、無宗教葬儀が増えますから葬儀やさんは、葬儀があれば仏式の道具を持つて駆けつけなければ間違いないわけです。たぶん九十二%から九十五%くらいが仏式と言われております。ですから葬儀やさんは、葬儀があれば仏式の道具を持つて駆けつけなければ間違いないわけですね。たぶん九十二%から九十五%までがなないこと九十八万人前後ですつと続いてきた。ところが平成十六年、災害が多くつたわけでもない、自殺が多くつたわけでもないのですが一〇二万人になりました。たぶん高齢者がそれだけ増えたからですね。これが葬儀業は今後は大変有望だという根拠になつていますが、それが本当にそうなるかどうかはこのときを迎えてみないとわかりません。

さて最後の二〇五〇年には、日本の死亡者の人口は一六六万人になります。国内の人口の三分の一の三十三%以上が六十五歳以上になつてしまつて、あと余命何日ですというと大変これ当たるんですね。一週間というと本当に一週間、一ヶ月というとその通り一ヶ月で亡くなります。あたかも病院が何か調節しているような感すらするわけですが、それがあまり正確になつてきましたので、ご家族も医者から呼べたら諦めてしまつて葬式の準備に入れる。準備する時間が十分ありますので、その中でどういう葬儀屋さんがいいとか、どういうやり方がいいか議論してしまうのですね。皆さんも実際にそういうお話を聞きになつたことがあります。どういうお話を聞きになつたことがあります。葬儀社の方の立場に立つて言えば亡くなつてから営業をスタートするのではもう遅いのですね。葬儀の予約、生前予約をするよう

な営業活動などをしないと自社での受注が厳しくなるというふうに私はみています。

二〇二五年には六十五歳以上の高齢者が、四人に一人になつてしまつます。つまり二十五%が六十五歳以上ということがあります。この年が年間死亡者数のピークです。一七六万人。去年は何人かと申しますと一〇二万人。一昨年まではながいこと九十八万人前後ですつと続いてきた。ところが平成十六年、災害が多くつたわけでもない、自殺が多くつたわけでもないのですが一〇二万人になりました。たぶん高齢者がそれだけ増えたからですね。これが葬儀業は今後は大変有望だという根拠になつていますが、それが本当にそうなるかどうかはこのときを迎えてみないとわかりません。

その次に二〇二〇年、生前に自分で葬儀の手配を済ませてしまう人が全体の三十%を占めるようになります。これもそうですね。先ほどお話をしたとおりです。最近医学も大変発達していますので、あと余命何日ですというと大変これ当たるんですね。一週間というと本当に一週間、一ヶ月というとその通り一ヶ月で亡くなります。あたかも病院が何か調節しているような感すらするわけですが、それがあまり正確になつてきましたので、ご家族も医者から呼べたら諦めてしまつて葬式の準備に入れる。準備する時間が十分ありますので、その中でどういう葬儀屋さんがいいとか、どういうやり方がいいか議論してしまうのですね。皆さんも実際にそういうお話を聞きになつたことがあります。葬儀社の方の立場に立つて言えば亡くなつてから営業をスタートするのではもう遅いのですね。葬儀の予約、生前予約をするよう

出生率、これは専門用語では「合計特殊出生率」と申しますが、これが一番新しいデータですと平成十五年の一・二九、つまり十五歳から四十九歳までの女性が一生の間に産む子供の人数、これが二人いなくて、大幅にそれを割り込んで一・二九しかないわけですね。この出生率が一・〇八を割りますので、そのとおりに人口減少の道をたどってきたということが言えるわけです。平均の世帯人員、一世帯の人口の数が一九七〇年代ですと三・四人いました。つまりどの家庭をみても三人以上は必ずいたわけです。それが二〇一〇年では二・七人、二〇一〇年では二・五人まで減少すると言われています。中には一人でも一世帯ですよね。つまり結婚もしない、一人だけで世帯を持つている人も当然いますので、そういう人たちも入れた数ですが、それを全部含めまして二〇一〇年には二・五人になるというふうに言われています。世帯の構成合計人数が、要するに単独世帯、一人だけの世帯と子供を持たない夫婦のみの世帯、これを全部合わせました人数は二五四〇万人。人口のピーク時を迎える二〇〇七年には二五四〇万人になると言われています。それはその当時の人口の約二十%になるというふうに予測をされています。これはその当時の人口の約二十%になるというふうに予測をされています。このデータをもとに社団法人全日本墓園協会の横田主任研究員、ちなみにこの横田研究員というのは日本でただ一人しかいないお墓をテーマに博士号を取つた方です。この方の試算によりますと、その二五四〇万人の方が祭祀の継承者がいないという大きな問題が今後ますますクローズアップされてまいります。

四〇万人というのは約二十%にあたる。ということは単純に言えば、二〇〇七年の予測データですが、二〇〇年の時に約二十%の方が祭祀承継者がいる。確保が困難になる。そのときすぐ承継者がいなくなるわけではなくて、今口の単純平均値をみますとたぶん四歳台なのです。今は人生八十年台ですからあと四十年あるとしますと〇〇七年から四十年後には最低でも十%はお墓が無縁化してしまつことを予測しているわけです。今おそらく様方のお寺では境内墓地が無縁化しているところは五区画も十区画もなっていますが、これはおそらくお檀家の二割、お檀家が五〇〇軒あるところでは一〇〇軒くらいは無縁化しているのですが、そういう形になつていまが新しく需要を生んで、あるいは新しく檀家が増えてそういう方達とうまく墓地の使用者がチエンジできればいいのですが、そういう形になつていまね。祭祀承継者がいないということは跡継ぎがない。そこで絶えてしまうということなのです。やはり無縁化ということが進んでいることは間違ひございません。



「宗教法人を取り巻く環境の変化」

さて、「一番目のテーマの『宗教法人を取り巻く環境の変化』に移りますが、大変大きく変わってきておりますね。日々の活動の中ではなかなかお気づきになつていらないかもしれません、私の方からちよつとオーバーに表現しますと、あらゆるお仕事の中で宗教界、特にお寺の皆さんのがここのことここの一番荒波にさらされているんじやないかな」といいます。

ある人に言わせますと、平成七年の宗教法人法の改定もある意味では平成の法難と言われていますね。具体的にどういう影響が出るかというと、国家

権力の宗教活動への介入というきつかけを作るのでないかとさう

言われています。実際
じわじわといろんなこ
とに影響が出てきて、い

ます。端的に言えば、
公益法人の制度改革が
進んでおりますが、今

現在は民法第三十四条の財団と社団だけが対象になつております。

これは平成十九年の三月末までに正式に法制化されまして、具体的な制度改革の作業が始まることになります。それが始まる十七年の

四月以降いよいよ、社団と財団以外の公益法人に対しての制度改革が進められるはずです。宗教界の方からあまりそれを騒がないほうがいい、というご意見もあります。なぜならば今宗教法人に対して公益法人改革が及んでくると明確に政府の方から言われているわけではないのです。ですから宗教界からあまり騒ぎ立てるに寝た子を起こすという見方・ご意見もありますが、大変それは間違った見方ではないかと思います。逆に言うと間違いなく及んでこざるを得ない、影響を受けざるを得ない、という見通しが有力です。なぜなら、制度改革と税法改革は車の両輪なのですね。皆さん制度改革の方ばかりに目がいってますから、宗教界は関係ないという見方をする方がおられます、ですが、そうではありません。制度改革の延長線上にあるその終着点のところでは税制の問題になるのです。必ず税制の改革・見直しは政府の一連の作業として密接につながつてくるのです。

今度の公益法人制度改革の狙いといふか目的は、何かと言うと、もちろん「聖域なき改革」とか言われていますが、実は世の中のあらゆる法人は「すべて原則課税」、法人たるもの非課税はありません、ということを大前提にしています。ということは、財団と社団が片付いたあとは宗教法人についても、いくら見直そうという、残った公益法人は、宗教法人・学校法人・社会福祉法人の三つですね。これについても、いくらからと言つても、そこだけは聖域だから触らないでおこうということはあり得ないです。間違いなくこれは宗教法人にも及んでくると思われ、いつ始めるかのタイミングを見ていくわけですね。じやあ宗教界はどうしたらよいか

「対価性」ということです。つまりサードパーティが正当化されましたが、裁判の判決が出ました。春日井市の天台宗のお寺さんが大変大きくペット霊園をやつておられまして、これへの課税が正当化されました。課税の根拠としては、判決の中でも述べられていることは、活動そのものにはおそらく将来とも課税されるということはないのです。でも収益事業をやつている方は結構多いですね。収益事業という意識をされていなくとも一、三台駐車場を貸していいとか一つ二つ土地を貸している、とかいう方は非常に多いのですが、そういう宗教活動以外についてはすべて一般的の法人と同じような税率を掛けようというよくな動きが実際にあります。政府の中でそういう議論をされているわけです。それが一つと、今まで十年以上宗教法人が保有していた土地を売却した場合は非課税ですが、これについても譲渡益に対しては課税をしようという動きがあります。金融収益に対する課税ももちろん対象にあげられています。今、例えば収益事業というのは法人税法の中で三十三種類と決められていますが、逆に言えば三十三種類に入つていなければ収益事業として課税されることはないです。これを撤廃、あるいは三十三種類より拡大してしまおう、という考えが税制調査会の中にありますよね。何も三十三種類だけでは枠をはめることはない。じゃあどういうふうにやるかというと、対価性を持つたサービス、定価のついた商品の販売、これについてはすべからく課税をしようということなのですね。

ビスとか商品とその値段、料金との因果関係が強いということが客観的に出ている、分かりやすく言えば定価をつけてはいる、ということ。要するに原因と結果がはつきりしてて、非常にその間の因果関係が強いもの。お布施はそうじやないですよね。お志で結構です、お気持ちで結構ですということですから、対価性がないですね。だからこれは当然消費税や法人税の対象にもなりませんし課税もされない。これを例えばお塔婆の定価を決めておられるお寺さんは結構多いですね。特に一般向けの靈園をやっておられるお寺さんは、ほとんど定価をつけておられます。靈園の管理事務所にお塔婆一本三〇〇〇円ですか、定価をつけているんですね。これを今度の名古屋地裁の論理でいえば定価が決まっているからこれは課税をするという論理にすりかわったとしても不思議はないわけです。さらにその春日井市のお寺さんの件で私が怖いと思ったのは、消費税ですね今回かけられたのは法人税ですが、私は法人税をかけるということは、次の段階は消費税をとられるわけです。ですから今までペツトの葬儀のときに預かりしたお布施、火葬料、埋葬費用など、これらに消費税は当然いただいていませんね。今後税務当局から、消費税を追徴されるのではないかと私は思っていますところがお寺さんは利用者から預かっていない消費税ですから、これを納税するとなるとまるまる持ち出しになるわけですね。私もよく東京などのお寺さんから、ペツトの葬儀をやりたい、ペツトの納骨堂の経営をやりたいというご相談を受けるのです。この税金問題というのは大変重要な問題なのですが、それを名古屋地裁で言っている対価性商品サービス

とその料金との因果関係が非常に強いもの、これを全部排除した考え方でそういうサービスを展開していくけば、おそらく課税されないで済むのではないか、というアドバイスをしております。この問題ばかり長く話しができましたが、このペット葬儀の課税の件は大変複雑な問題で、皆さん方ですと当然お仕事柄よくお分かりになつてゐるわけですが、仏教界では人間の命も動物の命も差別しませんよね。一方、針供養、人形供養がありますね。それから仏壇供養というのもありますし、車に対する安全祈願もありますね。仏壇供養や車の祈願は料金（定価）を決めてやつてあるケースがほとんどです。そうすると今は非課税ですが、これが今後課税されるということが、絶対にないといきれるでしようか。名古屋地裁の裁判の中では「動物に対する供養だから宗教活動ではない」という言ひ方はしていませんが、たぶんそれも裁判官の考えの中に入つてゐるわけですね。人間以外のものに何故供養が必要なのか、という発想なわけです。このような主に税法上の問題だけを取り上げてお話を参りました。しかし宗教界を取り巻く問題点の中で、宗教界以外の外の方が、伝統的に持つてゐる宗教の価値とか考え方を全然学ぼうとも、理解をしようともせず、恐らく知識もない中で、自分たちの論理だけで物事を展開する、ということが裁判以外でも続発しています。その良し悪しは別にしまして、少なくとも少しは分かつた上でそういうことを言うのならないのです、が、全く無理解なまま法的な論理だけで、結論を導き出そうというのには非常に怖いものがある。それが公権力による宗教界への介入、ということにつながる怖さを私は感じます。

江戸末期の吉田松陰は、ご存知のように廃仏論者だつたですね。ところが彼が名古屋地裁の裁判官と違うところは、ちゃんと仏教を勉強していたのですね。少なくとも江戸末期当時のお寺のあり方・教義、そういうものに異論があり、廃仏論者の方に傾いていったわけです。しかし先般文書が見つかってたそうですが、彼自身が仏教を一生懸命に勉強したことが明らかな、彼自身のメモが発見されたのです。ということは仏教のことによく分かっている。それでも廃仏論者の方に傾いていったわけですから、それはそれで理解ができるところがあるわけです。ところが国家権力の一つである裁判の場で、全くそこを理解しないで、一方的に「法理論」を駆使し「対価性」や「定価」の存在だけを根拠にして、判決を出してくるということは非常に違和感があります。この問題では、全日本仏教会の方でも今後なんらかの支援をしていくことになるかもしれません。

今回、小牧の税務署では課税をしたのですが、税金というのは全国どこへ行つても公平性があり、統一した考え方がありますが、税金をかけられたのは小牧税務署をはじめ、わずかなお寺だけなのです。東京ではもっと大きくやつておられるところは、全國に何百ヶ所とあります。私が知っているところでも、本格的にペット霊園を中心になつておるお寺があります。その方に先般少しぬいてみたのですが、課税されてないそうです。ペットの葬儀に關しては、そういう地域差や不公平が存在していますので、それ自体も大変問題があるわけです。

くそういう環境としては、法律上の問題、税法の問題のほかに、さらには宗教離れ、寺離れなどという多種多様で、簡単に解決できない大きな問題があるのだろうと思います。しかし人口が減つていくから檀家が減つしていくのではなく、地方のお寺さんと、都会の方へどんどん人口が移動していつてしまつて、それで檀家が減つたとか、というように自己分析されている方がおられるかもしれません。しかしそのようにお考えになつていてご住職ですと、多分人口が増えても檀信徒は増えないと他认为ます。その気になれば、人口が減つても檀信徒を増やそうと思えば、または活動の方法によつては増やせるはずです。その他には、こことのところ宗教界を取り巻く法律がいっぱいできてきているのですね。直接関係があるものとして、宗教法人法と墓地埋葬法なのです。が、それ以外には個人情報保護法、情報公開法、これらはほとんど宗教界に關係ないと思っていたら、そうではありませんでした。平成十六年の十一月、島根県の知事さんが、宗教法人が県庁に出した提出書類、これは公開をしないといふ文科省と宗教界の紳士協定ができる以前に、別扱いにしてくれていたのですよ。文科省はすべての都道府県の宗教法人担当部署に対して、宗教法人の提出書類は情報公開法の対象にしないで、別扱いにしてくれるという通達文書を出していたのですが、それを見事に覆されまして、鳥取県では今現在十ヶ所くらい宗教法人の神社もお寺も含めまた書類を公開してしまいました。その中で個人情報に関わるところだけは黒く塗り潰して出したそうです。それはどこかというと名前と

(宗教法人法の改正時)に、いろいろな宗派の方々が予想され、宗教法人法改正に異論を唱えておられましたが、その時の心配がそのとおりになつてきました。ということですね。世の中は、何事もデイスクローズの方向へどんどん向っていますから、情報を公開すること、あるいは秘密を持たないこと、そのこと自体は私も必ずしも反対する立場ではないのです。ところがそれがきつかけになって、宗教の自由そのものが脅かされる状態が出てくる、ということがあつてはならないのです。

去年、私は妙派の静岡東教区の住職研修会がありまして講師として参加しましたのですが、そこのご住職もやはりお檀家からお寺の書類を見せてくれと言われたらしいです。皆さんが県庁に出された書類は、ご存知のとおり閲覧対象になるわけですね。先ほど申しまして鳥取県の情報公開法による公開と、宗教法人法による閲覧請求権による閲覧とは別問題なのですよ。宗教法人法上の閲覧請求権は見ることができるのは、利害関係者だけなのです。端的に言えば檀信徒だけなのです。ところが情報公開法による公開は、お寺に全く無縁の人でも公開できるということです。それは所轄庁の存在する住所地に住んでいる人であれば、誰でもできるということなのです。そこが大きく違つとうところですね。

今現在問題は起きていませんが、おそらくそれを情報公開法による公開で公開請求の目的の如何を問われないわけですから、それを入手して営業目的に利用するとか、あるいは何かお寺の問題につけこんで、お寺に対しているこんな要求なり圧力をかけてくるような

ご住職がお檀家から、財産目録を見せてくれと言われたらしいです。閲覧請求者の請求理由を聞いたたら、お寺さんが庫裏を作るので寄付を求めたのです。ところが寄付を求められたお檀家は、お寺さんに金融資産、預貯金があることを知っていたのです。それでそのお金で作ればいいじゃないかという理屈なのです。それを明確にするために見せてくれと言われたということなんですね。このように我々が予想してないようなつまらないことで、ある日突然閲覧の請求をされてしまう。こういう問題は不意に起きますから、ほとんどのご住職は、その時点で大変慌てられるわけです。そこで皆さんにご用意したのが備え付け書類の「閲覧請求書」というものです。これは閲覧請求を推奨するために作ったものではないのです。閲覧請求をされたときに慌てなくとも済むように、これをまず皆さんに、要求のあつた方に書いていたただくわけです。その上でほんとに閲覧させるかどうかを余裕を持つて検討するのです。閲覧請求権は法律で認められました。ただ許可するかしないかはお寺の裁量で決めていいわけです。お寺がこんなものいくら見せてもいいという判断が

きちっとした相手の態度をこれまで見届けるということですね。断るべきは断ると言うことです。

情報公開法による公開は、まだ鳥取県だけです。もっと厳密に言えば文化庁もあります。文化庁は包括宗教法人それから複数の都道府県に宗教施設を持つていて宗教法人、これは文科省の所管ですが、ここに対しては毎年十件を超える情報公開の請求があるんですよ。それは発表されますので分かるのですが、ところが一般のお寺に対する閲覧請求というのは個々のお寺さんに請求があるわけですので、これの統計とってもいるところはどこもないので。県庁ですらお寺さんに請求がありましたかという調査はないですね。どこにも統計はないのですが、私の知る限り、実際には相当たくさん起きています。私が過去相談を受けただけでも十数件ありますので、全国的に見ますとすごい数の請求がされていると推測されるのです。皆さんおそらく見られたところで痛くも痒くもない大変清廉潔白な方ばかりですから心配はないのですが、皆さんは善意でも、見るほうが悪用しようという気持ちがある場合があるわけですから、そこを見極めなければいけないとということなのです。



(1)出席されなかつた方で、この講演で配布された各種資料（人口統計、五〇年先の葬儀を予想する、お寺に認められた典礼権、備え付け書類閲覧請求書など）の入手を希望される場合は、薪流会事務局あるいは講師である、日本テヘアルヴァン株式会社 井上文夫
03(3226)0560、e-mail:info@jvan.co.jp
までお知らせください。

井上 文夫（いのうえ ふみお）
日本テンプルヴァン株式会社 代表取締役社長
(東京都新宿区 <http://www.jtvan.co.jp>)
昭和十八年 愛知県の曹洞宗寺院の三男として生まれる。昭和四十一年 早稲田大学法学部卒業。コンピュータ時代に就職。主にコンピュータ関連機器の商品企画及び営業企画、烟を二十年余、チーミュリーダーとして勤務。その後請われて株式上場直前のコンピュータ実務体験を通して、金融知識を得た。その後財団法人 全日本仏教會顧問弁護士から依頼を受け伝統仏教寺院間のネットワーク化実現のための会社設立構想に参画。同社を退職し昭和六十二年五月、全日本仏教會の幹部であった各寺院住職及び全仏顧問弁護士、フジサンケイグループなどの出資により、今日本の日本テンブルヴァン社が設立され、同時に専務取締役に就任。平成五年に初代の社長が所属宗派宗務所の財務部長に就任したため、社長業との両立が困難となり、井上が後任として代表取締役に就任し、現在に至る。(現在各地仏教会や宗派の宗務所や教区等のセミナーなどの講師を引き受けております)
(日本テンブルヴァン株の主な業務)
・宗教法人を対象とした経営のためのコンサルティング
・宗教法人向けの各種セミナー講師の受託
・宗教法人やメモリアル産業等を主体としたインターネットサービス
・宗教法人向けパソコンソフトの開発および寺院向け商品開発ほか
・宗教法人実務相談センターの主宰
著 書：「寺院建築のすべて」

対談

司会：本日は、お忙しいところご足労いただきましたありがとうございます。司会を務めさせていただきます新流会編集の山本でございます。本日は新流会の対談といたしまして、昨今、公益法人法の改革に伴い、宗教法人に対する税務が日増しに厳しくなっているように思います。今日はそれに伴うお話を、新流会名誉会長の横江会長とお話しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

宗教法人と税制改正

横江：今、司会が言いましたように、宗教法人法の改正が十年前に成立し、今回公益法人制度改革がなされるわけですが、今の問題は公益法人の税制改正と、その中に宗教法人がもつている財團法人・社団法人が含まれているわけですが、現実的には棚上げだなどと言われていますけれど、棚上げというのはマジックのようなもので、今回税制改正はなされないですが、近い将来やはり一律課税というものが見えてくると私は思っています。そのところを先生の方から分析していただき、お話をいただきたいと思います。

先生：そうですね。今回の公益法人制度の改革がすべて本決まりになっていることではなくて、今そういう方向に向かって進んでいくているということで、方向性がはっきりしてきているという状況だと思います。その中で、特に税制の問題を中心に、宗教法人も間違いないこの問題に巻き込ま



京都・石塀小路「さくら」

れてくるだろうと私は考えています。それはなぜかといいますと、今の公益法人の改革というのは、さしあたりは宗教法人などの特別法によって作られた公益法人については対象にしないといつてあるわけですが、他方では、課税の点で結局バランスをとるために、いざれ問題にするということも言っている。

横江：はい。具体的につつこんだ話でお願いします。

先生：変えようとするポイントというのはいくつかあります。一つはまず公益法人という名前を、非営利法人というように表現を変える。この表現を変えるということの意味は、今の制度は見直します、つまり今は公益法人だといつて、それを、非営利法人という言い方でもう一回組み立て直します。今までの仕組みをご破算にするということです。二つ目はその上でどう変えるのかといいますと、いわゆる非営利法人をできるだけたくさん作るようになります。二階の部分にはできるだけたくさん非営利法人を入れましょう。簡単に届出だけで作れるようにします。その上で、二階の部分は特等席優待席で、公益性が高いと公正な第三者によって認定された公益性の高い法人を上げ、これについては税金を免税にしましようという考え方です。そこで注意してほしいのは、免税という言葉とは違うということです。今は公益法人の本来の活動は非課税なの

横江：取っ払うのですね。

先生：取っ払ってその次に、その中で公益性のあるものをいう特別の人、いわゆるエリート層を選んで、選ばれた人には税金はかけませんという、こういうふうな仕組みになります。さらに、選ばれた人は選ばれた以上社会的な責任があるから、情報は全部オーブンにして、かつ周りからの監査などのコントロールを受けるのが当たり前です。このようにふうに考え方を変えます。このようないくつかの社団などから言われている団体に対する取扱いを変えていこうとしている。もしく将来、そのような形で制度が変わっていくと、宗教法人についても公益性があるかどうかについて行政機関からお墨付きをもらわないといけない。お墨付きをもらえば税金がかからない。お墨付きをもらえないれば税金がかかる。こういうような形になってしまいます。そのようにして、公益法人に関しては原則非課税を原則課税に変える、というのが一つ目のポイントです。二つ目はその中で公益性のある者を選ぶ、ピックアップすることです。これが二つ目。三つ目は、選ばれた人は責任があるので、その人は情報をすべて公開するし、その人に對しては外部からまちつとコントロールをする。このような考え方に基づいた場合に、宗教法人はどのようなになるかといいますと、今までの流れからいきますと全部公益性があるものと認められるという可能性がもちろん

ですが、この原理を一八〇度変えようといふのがもう一つの大きな特徴になっています。この考え方の基礎にあるのは、まず一階にいるすべての人、つまり非営利法人は、剩余金があれば税金を払ってもらいますというのが大原則です。の大原則は、公益法人は本来の活動をしていれば剩余金に税金はかかりませんというように、非課税が大原則なのです。この大原則をまず一八〇度変えます。

寺院仏具(各種記念品)制作・販売

有限会社 天眞堂
中央社寺工藝社

〒451-0031 名古屋市西区城西1丁目10番21号

T E L (052) 532-0607

F A X (052) 532-0608

※軸表装、頂相、天井絵、古軸修理、仏像修理など受け承ります。

ん大きいですが、とはいっても、公益性を誰がどんな基準で認めるのかがまずはつきりしない。また一部のマスコミの論調では、宗教法人なんて結局宗教ビジネスであつて公益性は疑わしいといふものもある。

横江：うーん。

先生：このように公益性については議論がいくつも枝分かれしてはつきりしない。合理的な公益性の判断基準などあるのかといふ批判も強い。宗教ビジネス論という極端なものすらある。どうも今考えられている公益性といいますのは、幅広く世の中の人に対して利益を与えるものというように定義がされています。けれども、宗教法人によつては非常に狭い範囲の一派の信者を対象にしてしか活動しないもありますし、ある意味では宗教というのはそういうもので、それがごく普通だと思うのですが、このような宗教法人のあり方は世間の常識からいつたおかしいのだというようになりかねない。公益性をどう理解するかによっては、あなたのやつている宗教活動はごく少数の人にしかお役に立つてないから公益性がないですよと言われる可能性があります。これが一つの問題点です。もう一つは、課税のうえで、公益法人が原則課税ということになり、仮にこれが宗教法人にも及ぶ場合には、例えば信者が喜捨してくれたものなども、それが余れば税金の対象になるのだということが基本で、それがまたまた公益のために使つていていうチエックを受けて初めて税金がかからなくなると、いう、こういう原理に変わってきます。そうしたら宗教法人が公益性ある活動をしているかどうかに關して、情報公開や外部監査などによつて、社会に対する説明責任を絶えず求められる。仮にこのような状況になるとした場合、それは宗教行為、宗教活動を弱めることになりはしないか、そのような問題が将来生じかねないところにあります、と私は感じています。

坊主丸儲けの矛盾

横江：ありがとうございます。今のお話を伺いしまして、公益法人の税制改正で大きな問題なのは、先生が指摘されたように、いわゆる原則非課税というものと免税といふもののその根本的な違いは、日本国憲法

の中にですね宗教の自由あるいは政教分离の原則ですが、そういう類のものに抵触する

うものはないわけですね。

うものはないわけですね。

横江：成るほど。

先生：一番大事なのは、なぜその宗教法人を含めた公益法人が、本来の活動をする宗教法人であれば宗教活動、学校法人であれば教育活動をする、そのような本来の活動を通じて得られた活動の結果たまたま剩余金が生じた場合において、なぜ現行の制度はこれらの剰余金に対して非課税なのか

ということがあります。なぜ非課税かというと、その結論は、株式会社の場合と比べたら一番わかりやすい。株式会社は株主が出資をして会社を作つて、会社が儲けを得ます。時代から何をもつて使われだしたのか知りませんが、通常の我々は源泉徴収を納め、それとともに雇民・府民・市民税を払い、厚生年金・国民年金等に加入しておる訳で、あつて、なんらサラリーマン世帯と変わらないといいますか、それはちよつと語弊があるのかもわかりませんが、一消費者として同じ立場に立つておる存在だと思うわけです。その中で宗教法人が税制において優遇されておるというのは、全くの勘違いであつてなんら特權などはないのです。我々自身が、国民に本当に理解してもらえるよう歩み方をして、そして問題あることに對してはつきり意見述べていくといふようなスタンスをしつかりとこれからはどういかなければならぬと私は思つていまし、そういうものを持たないと政府の思うように持つていかれて、本来の宗教活動ができるにくくなる、あるいは妨げられるような大きな問題を今回の公益法人の税制改正というのは孕んでいるのではないかと、わないので、基本的には儲けのうちの三割を問

先の問題をも考えてみると、非常に危惧するものが多いため制度改革だと私は思つてします。

横江：はい、お願いします。

先生：宗教法人だけを対象にした税制といふものはないわけですね。

横江：成るほど。

先生：現行制度というのは、宗教法人を含めた公益法人を対象にしている。

横江：成るほど。

先生：一番大事なのは、なぜその宗教法人を含めた公益法人が、本来の活動をする宗教法人であれば宗教活動、学校法人であれば教育活動をする、そのような本来の活動を通じて得られた活動の結果たまたま剩余金が生じた場合において、なぜ現行の制度はこれらの剰余金に対して非課税なのか

ということがあります。なぜ非課税かというと、その結論は、株式会社の場合と比べたら一番わかりやすい。株式会社は株主が出資をして会社を作つて、会社が儲けを得ます。時代から何をもつて使われだしたのか知りませんが、通常の我々は源泉徴収を納め、それとともに雇民・府民・市民税を払い、厚生年金・国民年金等に加入しておる訳で、あつて、なんらサラリーマン世帯と変わらないといいますか、それはちよつと語弊があるのかもわかりませんが、一消費者として同じ立場に立つておる存在だと思うわけです。その中で宗教法人が税制において優遇されておるというのは、全くの勘違いであつてなんら特權などはないのです。我々自身が、国民に本当に理解してもらえるよう歩み方をして、そして問題あることに對してはつきり意見述べしていくといふようなスタンスをしつかりとこれからはどういかなければならぬと私は思つていまし、そういうものを持たないと政府の思うように持つていかれて、本来の宗教活動ができるにくくなる、あるいは妨げられるような大きな問題を今回の公益法人の税制改正というのは孕んでいるのではないかと、わないので、基本的には儲けのうちの三割を問

臨 濟 宗 各 派
御 荘 巖 製 裝 衣 調 進 所

加 藤 法 衣 店

〒 453-0047

名古屋市中村区元中村町1丁目72番地

電 話 052(471)1496

FAX 052(471)1681

税金として払ってもらいますよという作りをしています。ところが、財社団、宗教法人、学校法人、社会福祉など様々な公益法人の本来の活動に対する課税がないかと、それは簡単なうと、一人一人の個人の儲けになるのをその公益法人が分配しないからです。なぜ課税がないかと、それは簡単なための道具でもないし、かつ仮に余生じた場合でも分配しない。だから元げがない人間に課税をしないというのたり前の話です。だから課税ができるは当たり前の話です。注意してほしいのは、税は特権ではありません。

横江：はい、おっしゃる通りです。現実には今日の僧侶は「宗教法人法」にて僧という立場が保護されている様なと、税務上優遇を受けている様な錯覚をされています。単純な事でいうと、お寺（法人）に入る御布施があたかも自分がに対する収入であると思う僧達が今たくさんいるのですよ。

先生：だからそれこそ坊主丸儲けじゃないですが（笑）、坊さんはこの非課税にて利益を得てているなんていう考えは全く違います。税制を理解していないことがあります。ただ世の中の多くの人はこれを特権、恩恵だと考えているようですが、実は税法の原理そのものを変えねばなりません。

横江：法律の条文でもそれははつきりています。

横江：法律の条文でもそれははつきり

先生：「それを変えます」ということをはつきりと述べ、それを変えることを「これでいいですか」、「どうですか」というようにして話を進めていくのであればともかく、今はそれに全く手をつけずに、公益法人あるいは宗教法人の中に不公平な問題があるので課税の見直しをします。そのよううに一種世論を誘導していくような議論はそれ自体、非常に問題があります。何度も繰り返しますが、公益法人の本来の活動に対して課税がない、非課税というのは特権でも恩典でも何でもない現行の税制の理屈からすればこうする以外にない、という当たり前の仕組みです。これがやはり一番大事だと思います。ただ私は制度を全面的に変えることそのものがおかしいとまで言う気はありません。国民が納得して、税の制度原理を全部変えるということは、それはそれでいろいろと思います。しかし、そのような話は全くありません。それともう一つ前提として注意してほしいのは今の税金は、公益性があるとかないとかで税金を課税する、しないという区別を全くしていない。例えば宗教者の中には、自分たちの活動は公益性が高いから、まさか自分のところに課税の問題なんていうのはあるはずはないと思う人が結構いる。



ません。要するに今の原理は極めて単純で、儲けがあるかどうかなんですか。極端な言い方をすると、違法な儲けをしようが何をしようが税金の対象になる経済力がそこにあるかどうかというその一点なのです。株式会社は公益性がないでしょうか？

横江：あります。

先生：あると思います。いい品物を作り、いいサービスをすることによって、世の中のお役に立つというのは十分公益性があります。だから会社が、自分のところは公益性があるから課税をするなど税務署に言えるでしょうか？税務署は、「確かにあなたの事業は公益性があります」と言ふうと思います。でもあなたのその儲けは最終的には個人の儲けに行き着くから、その前の段階で課税しているだけですから、そんなことを言わないで法律に書いてあるとおりに払ってくださいと言われて、法人税という税金を払わなければなりません。

横江：はい。

先生：理屈は極めて単純です。

横江：単純ですね。

先生：そういう話なのです。だから、今 制度を全部ご清算にして、全部一から作り直しますよというのであれば話は別なのですが、制度は今そのままにしておいて、公益性というきれいな言葉を使いながら、公益性がある団体がどうかという基準できちっと区分けをして、公益性のある団体に対する褒美として税金を安くしましょうというの は、それは全く違う考え方だと思います。

横江：おっしゃるとおりで、我々宗教者の立場としましても甘んじてそういうものを逆に受け入れてはいかんと思いますね。払うべきものは払います。宗教家がいやしくも誤魔化しを受け入れるという事能が何をか云わんやでしょう。

先生：そうですね。

横江：そして原則的に憲法に照らし合わせておかしいものに関しては、これはやっぱりストップという立場を貫かなければならないと私は思いますし、今先生のお話を聞かせていただいたいて、単純な言い方ですれば、一般会社法人というのには、常に収益をあげる、そして拡大再生産を考えなければならんわけですね。で、今言われておる公益法人の制度改革の中で、法人を「一般」と「公益」に一分する理由は、非課税法人を自由設立にすれば、これを脱税に悪用する者が出てるであろうから、自由設立の一般法人は原則課税にするという発想から考えられた改革案であり、課税の一般法人と、非課税の公益法人という二階建構想の原点に、税の問題があるにもかかわらず、税制と切り離して、法人制度改革のみを先に審議するのは、これを既成事実化するもくろみが見えます。

先生：もうちょっと丁寧に言いますと、財団法人、社団法人の中で公益性のある優良なものを二階に上げます。

横江：それは極めて問題だと思います。公益性なるものの判断基準を行政サイドが何をもつて作るのですかね？

先生：これから作ろうとしている法律の対象ですが、宗教法人は全く対象ではないのです。今対象になつてるのは主に財団とか社団とかなのですが、財団や社団の中でも公益性のある優良なものを公益性基準で選んで二階に上げます。そういう場合の公益性の判断基準は難しい。「今の段階で財団や社団になつている者はほとんど間違ひなく二階に上げましょ」といつたような議論すら出でています。

横江：まあ、難しいですね。

先生：難しいですよ。

おる立場であり、そして企業のように、一
般法人のよう、利益を追求する団体では
ないわけですから、今我々が預かっておる
寺院を維持管理していく上において必要な
ものを、壇信徒から布施として頂いている
のとでは、根本的に違があると私は思は
ますし、一律課税というようなものは当然
無理がありますし、信教の自由というものの
の兼ね合いの中でも当然おかしいものであ
るというふうに私は思います。

先生：現実問題として、一個一個の宗教法
人に對してチェックをすると想います。そ
の時に、この法人は具体的にどういう教義
を持つてどんな活動をしているのかという
ことと、公益性があるのかとかいうことが、
一個一個に判断が入つてくる。もうこれは
わかりません。例えば信徒がどれくらいい
るかとか、財産状況の詳細はどうだとか
が公益性判断のために必要だといわれかね
ません。あるいは場合によつては監査法人
なんかを入れて監査せよといつたようなこ
とがなされしていくと思ひます。憲法が禁止
している信教の自由を侵害するおそれは
少なくとも今以上で出てきます。そうなると、
錢金の問題ではなくて、政府のコントロ
ールのもので宗教活動をすることになり
かねません。

横江：まさにそうなります。それと私は、
宗教法人はよく一部の法人を除いて、そん
なに費経をかけて「調査」あるいは徴収しな
きやならない相手じやないと私は思ひま
す。それは本当に、税調はどのよつた考る
部だと思うのです。そんなことに税金を使
つっているのか私はわからませんが、そ
ういうターゲットになるのは日本には宗
教法人が十八万ほどありますが、ほんの一
部だと思うのです。そんなことに税金を使

横江：非常に政治的な裏があるように私は見ておりますが。
先生：むしろ、長期的には宗教法人を国のか、国庫は潤うと思いますけれども。（笑）
先生：私は、こういう形で税制を作るというのではなく、単純に税収の問題だけではないと少し気になっています。
横江：非常に政治的な裏があるように私は見ておりますが。
先生：むしろ、長期的には宗教法人を国のか、国庫は潤うと思いますけれども。（笑）
先生：宗教法人に関してずっと私が気になつてゐるのは、平成七年のオウム事件が与えている影響が、今日に至るまで続いていると思います。つまり、宗教法人等の存在というのは、何をしているのかわからない存在なので、「もつと情報開示せよ」とか、「もつとコントロールのもとに置くべきだ」という声です。しかし、ある意味では宗教は、このような表現がいいのかどうかわからりませんが、それを信じない人から見れば、胡散臭く見えるのは当たり前の話で、しそうだからといって自分が理解できないものをすべて胡散臭く思つて排斥することは、非常に問題だと思います。昨今は、競争が激化して、不安が強くなり、治安が悪化していくつていますので、規制対象の一つとして宗教法人が入つてゐるようと思われます。
横江：治安政策と言うよりも、それを飛び越して、国家管理だと私は思います。
先生：そうですね、私もそう思います。
先生：それから念のために、あと一点だけ申し上げます。公益法人に関する現在の法改正の方向性というのは、よく三点セツトと私は言つています。これは簡単な話で、公益性があるということと税を軽減するといふことと規制を強化するといふこととの三つが、今の制度改正の大きな特徴なのです。つまり、公益性のある法人には税金を安くします。が、規制を強くします、と、いうものです。例えていえば、宗教法人に

ペット靈園

横江：あれはひどいですよね、先生。

先生：ひどいですよね、ほんとに。

横江：どう言いましょうか、他の宗旨あるいは宗教団体は存しませんが既成仏教教団は、「悉皆成佛」ですから、生き物には全て仮性が宿っているわけですから、あれはとんでもない判例として残つてしまつたと私は思っています。

先生：そう思います。

横江：今のペツトというのは、もう全く時代が違うわけで、どう言いますか、家族同然に飼い主が思つてゐるわけで、その葬儀を出す、あるいはそれを埋葬するという社会に現在はなつてゐるわけです。そのような中で今回の判決は「ペツトの遺骨は物体であり、それを管理するところは倉庫業」そのような答えが出たと思うのですが。

の問題に關しては、そういうことに携わつていなくても、私はもつともつと我々宗教者は関心を持つべきだし、先生が指摘されるようにとんでもないこととして受け止めなければならないと思います。ペット靈園の規模が以前より大きくなつた事や対価性を持つたサービス(志納金)の点をおさえて、法人税法の三十二種類の課税対称を拡大解釈するのはとんでもない事だと思ひます。名古屋地裁は宗教界に土足で踏みこむ様な悪しき判例を作つたと私は思います。先生：これに関しては、私も法律学者として非常にびっくりしたのは、裁判所の理屈の付け方が非常に論理的でないと思いました。何故かといいますと、判決の最初に、この寺はということで、天台宗の名刹で、人間もペットも全て同じだというように教義として扱つてきましたということをまず述べています。それならば、その論理だけから

大本山妙心寺御用達
臨濟宗法衣什具調進所

澤野洋衣店

〒615-8238 京都市西京区山田車塚町15-81
電話 京都 (075) 392-6181番
FAX (075) 391-6181

言いますと、ここでペットの葬祭というものは、宗教行為であり、他のいわゆる一般の事業と競合するなんてあり得ないわけです。論理からいえば、つまりこれは本来の宗教行為であって、収益事業ではないといふべきものです。ところが判決は、その寺が教義によって葬祭を行っているといなが、そのあとでは全くそれに触れずに、現実の実態から言うと、料金表を作つて、他の民間業者もたくさんこのペットの葬祭に携わっている、しかも同じ宗教法人でも他の法人は別法人を作つて、はつきりと營利活動として行つてゐる宗教法人もある、などと述べて、結局これは収益事業だと言つています。私がおかしいと思いますのはこの寺がペット葬祭をしたのは、宗教の教義に基づいて、宗教活動の一環としてやつたという認定をしておきながら、それをあとでは、この事実をまるで無視して進めていく、という態度です。

宗教の教義に基づいて宗教活動としてやつたのであれば、遺骨の管理についても、これを倉庫業などということはありえないわけです。それにこの判決は実際言わなくともいいことを言つています。つまり、なぜ本来の宗教活動が非課税なのかということについて、それは宗教法人が非常利法人であることを求められ、かつこれを担保するために所轄庁による監督に服しているためだと言つているのです。要するにその理由としては、寺院が所轄庁の監督に服しているその見返りだというものです。さらにもう一つの裁判所の決め手は、要するに寺院が対価を得てあると言つ



です。あらかじめ料金表を作つて、「この大きさのペットでこういう種類ならばいくらください」というようにして代金を貢つてゐると言つています。しかし、そのような仕組みについて本当に対価があるといえるかどうか、注意が必要です。実は対価という言葉で思い出すのが、例の京都の古都税についてですが、拝観料が対価だとうようなことを宗教法人が言われた歴史があります。そのような点でも、全く知らない人から見れば寺院の拝観料もペットの葬祭料も全く同じだというように見えますし、実はこの判決の理屈は、そういう広がりを持つ危険性を持っています。

横江：私はその問題に関しては新聞と雑誌ぐらいしか、知識と情報がないのですが、以前からそのお寺さんはペット靈園をしていたようです。それも地元である小牧税署から指導と確認を得てペット靈園をしてきたそうです。ただ今回はちょっと規模を大きくされたと。そのようなことも課税対象と判断された要因の一つではないかといふことを新聞で読みました。それも私は司法の判断としてはおかしいと思います。今

先生が言われたように、根本的な法律で定めたものを、司法サインが自由に裁量権というか権限を持つていて、それを都合よく拡大解釈するのは法治国家としては恥ずかしい判例を作つてしまつたのではないかと思います。そして我々サインからも、一つ申し述べておきたいのはやはり宗教者というのは、国家からノーサポート、ノーコントロール。自分自身を律して、プライド高くして、坊さんとして歩んで欲しきですね。

先生：おっしゃるとおりです。それは、私はもちろんのこと、お坊さんに求められる姿勢と同時に現在の国民全体に求められる姿勢だと思うのです。本来は自らを律し

て、自らの人生は自分で作るということの基本を大切に、必要以上に政府に頼らないことです。

横江：我々新流会の会員には、そのような認識を是非持つてもらえる様にしてゆきます。

先生：その上で、やはりお互い人として手を繋いでいるところはいくつという、広い意味で自由人でなければなりません。一人一人、人間として生きる目的があり、誇りがあるわけです。

横江：今、先生がおっしゃられた「自由人」でしようね。それを禅的に云えば「絶対的自由人」でなければならぬと思います。先生：そういう社会を緩やかな連帯によつて作り上げる、この国に生まれて良かつたと思えるそういう社会をどう作るかが大きな課題だと思います。

横江：我々僧侶はもっと勉強しなければなりません。宗教者として権力者側から求められることを素直に受け入れるだけでなく、と思えるそういう社会をどう作るかが大きな課題だと思います。

横江：我々僧侶はもつと勉強しなければなりません。宗教者として権力者側から求められることを素直に受け入れるだけでなく、と思えるそういう社会をどう作るかが大きな課題だと思います。

て、自らの人生は自分で作るということの基本を大切に、必要以上に政府に頼らないことです。

横江：我々新流会の会員には、そのような認識を是非持つてもらえる様にしてゆきます。

先生：その上で、やはりお互い人として手を繋いでいるところはいくつという、広い意味で自由人でなければなりません。一人一人、人間として生きる目的があり、誇りがあるわけです。

田中 治（たなか おさむ）
一九五二年生まれ。京都大学法学部、京都大学大学院法学院研究科を卒業。法学博士（京都大学）。専攻は、租税法、財政法。現在、大阪府立大学経済学部教授・経済学部長。主な著書に、『アメリカ財政法の研究』（信山社）、『租税行政と権利保護』（ミネルヴァ書房、共著）など多数。

ふれ愛宣言
清香苑 UNION 株式会社 清香苑
ホームページ <http://www.union-jp.net>

セレモニーホール 日本ライン会館
日本ラインの流れと共に
大切なひとときを

可児市今渡1482-8

県下初 国際規格「ISO9001」
(葬祭サービス)を取得!
日本儀礼文化調査協会 (JECIA)
【五つ星認定】

セレモニーホール まほら会館
水と光がおりなす
感動のセレモニー

可児市広見1012-1

いい人いい家いい仏壇
おぶつだんの
清香苑

可児市広見2565-6(ヨシヅヤ東)
0120-62-3780

講演 (後編)

大谷家当主 大谷光道師

親鸞聖人 (その二)

末法思想

親鸞聖人は九歳で得度を受けられました。幼くして両親を亡くし、人より早くから世の無常を強く感じておられたことが、その動機だったと言われています。

範綱(ひらつな)という伯父様に伴われて青蓮院の慈鎮和尚のところへ得度を願い出されたときのことでした。もうすでに夕方だったことから、「では、明日得度をしてやろう。」との和尚の返事に、幼い聖人が、

「明日ありと思ふ心の徒桜、夜半に嵐の吹かぬものかは」

(明日があると思っていてもそれ

は空しいことで、この世は散りやすくはない桜の花のようなものである。夜中のうちに嵐が吹かなければいいのだが。)

と、詠まれたという有名な話があります。その利発さに驚き、熱意に負けた和尚は、もちろんその場で得度をしてくれたのですが、得度を早くしてほしいという願いを述べる

中にも世の無常が題材となつていて、いかにも当時の聖人のお心持ちが表れているように伺えます。

また、聖人が生まれられたころは、保元・平治の乱をはじめとする戦乱や災害が絶えず、まさに「世も未だ」という厭世觀が世の中じゅうに広がっている時代でした。

仏教では、お釈迦様が入滅されてから後、時とともに仏法が廃れていく、人の心が乱れて世の中が悪くなつて行くと考えられています。お釈迦様という太陽を失うのだから世の中が暗くなるのは当然といえば当然です

が。こういう考え方というか世界觀を、末法思想とか正像末の三時思想などと言います。当時は一般に永承七年(一〇五二)が末法元年であると考えられており、世の中の現象とぴたりと一致していたことになります。

ハルマゲドン?

別ですが、一時「二〇〇〇年がハルマゲドンだ。」とよく聞きましたが、

二〇〇〇年を超えた後急に聞こえて来なくなりました。ハルマゲドンといふのはキリスト教での世紀末思想(『新約聖書ヨハネ黙示録』)で、世界の終末に起こる善と惡との勢力の最後の決戦の場所」という意味が転じて「世界の終わり」という意味になつたのだそうで、その後新しい世界ができると考えるようにです。

ただ、「二〇〇〇年」というのはキリスト教での根拠ではないに、ノストラダムスという人(フランスの占

星術師、医者・一五〇三一一五六六)が「二〇〇〇年がハルマゲドンだ。」と予言しているのだという話から「二〇〇〇年」が騒がれたのですが、いつの間にかこの言葉も忘れられてしまった感があります。あと五年、あと二年、あと何ヶ月と迫つてくるときには、「どうなるのだろう。」と「予言」には迫力がありますが、何もな

くすんでしまうと忘れられるのも当然のことでしょう。

仏教でいう末法思想はこれとはだいぶん趣が異なります。世界はだんだん悪くなつていくと考えるのではありませんが、物理的に世界が終わつたり、次の世界ができたりというのではありません。末法思想は、人間の宗教的資質が時とともに低下して、仏教を受け入れなくなつっていく、それによって世の中も荒んでいくという時代觀です。

話が横に行つてしましましたが、永承七年のところに戻つて、なぜこの年が末法元年だと考えられたのか、のお話に移りましょう。

末法元年

仏教は、教え(教)を実践し(修行、行)、それによって覺りを開く(証)教えですから、この教、行、証、の三つが必要不可欠です。

お釈迦様がご入滅になつて最初の五百多年または千年の間は「正法」の

日本の伝統美瓦

利 諸瓦 各宗社寺御用達
株式会社坪井利二郎商店

創業明治三五年
一〇〇余年の伝統と信頼

名古屋市中区栄五丁目二二番七号
TEL (052)224-10926

時代と言われ、お釈迦様がおいでになつた時と同じように、これら教、行、証、の三つが整つていた時代です。つまり、教えがあり、それを実践する人があり、それによつて覚りを開く人があつた時期です。

次の五百年または千年の間は「像法」の時代と言われます。「像」とは、「形を似せた」という意味です。この時期になると、教と行はあるものの証がなくなる、つまり教えを実践する修行者は存在するのですが、覚りを開く人がいなくなる時期です。

さらにこのあと「末法」の時代といわれる一万年は、教だけあつて行と証がなくなる、つまり、修行をする人までいなくなる時代です。因みに、さらにこの末法の一万余年を過ぎると「法滅」の時代となつて、教えすらもなくなってしまうと考えられています。

このように、時とともに人々の心が衰えていくと考えるのが正像末の三時思想といわれるものですが、各時代の長さについて、たとえば正法を五百年とするか千年とするなど、いくつかの説があり、またお釈迦様のご入滅の年代についてもいくつもの説があるので、いつたいいつからどの時代になるのか、一概には決められません。

親鸞聖人は元仁元年（一二二一四）を末法に入つて六八三年と計算され

ています（『教行信証』）。この計算で行くと、我が国に仏教が伝来した時点（五三八年。五五二年説もある）が既に末法の入口であつたということになります。

ただ、当時一般的には正法千年・

像法千年説がよく行われ、これによると永承七年（一〇五二）が末法元年になります。ちょうどこの頃から災害や戦乱などが多くなつたため、「よいよ、末法到来……。」という危機感が世の中に広がりました。

新仏教の祖師方

皆様方の宗祖・栄西禅師（一一四一—一二一五）は、私どもの宗祖・親鸞聖人（一一七三—一二六二）より三十年ほど前に出られたお方ですが、鎌倉時代には新しい仏教運動の花が開き、このほか法然、道元、日蓮、一遍などの各祖師があい前後して出されました。

それまでの仏教は、奈良時代に興つた六つの宗旨と平安時代に興つた天台宗、真言宗で、どちらかというと貴族中心の教えたのに対し、鎌倉新仏教の祖師方はいざれも伝統的な仏教を学んだ上で、念佛、坐禅、題目という一つの行を中心にして教えを体系付けられ、やがてそれが民衆に浸透していくものと言えるでしょう。そして各祖師方は、例外なく皆比叡山の延暦寺で学ばれました。

ここでこんなことを思い出しまし。ずっと以前、「延暦寺の山号を知っているか?」って聞かれたことがありました。おそるおそる「比叡山?」と答えたことがあります。今のお話の本筋とは関係ありませんが、お寺はたいがい山号というのを持っており、〇〇山××寺というのがふつうです。比叡山というのはもちろん山の名前ですが、延暦寺の山号でもあります。さて、このころは先ほどからもお話ししているように、戦乱や災害が続々人々の心がどんどん荒んでいくという危機感、それをどうして食い止めたらいいのかという焦燥感が世の中に満ちあふれていた時代です。仏法に携わる者としては、「像法が終わろうとしているのだ。」「いや、もうとっくに末法に入っているのだ。」という認識のもとに、「像法の終わりや末法には仏法はどうあるべきか。」「僧たちはどうあるべきか。」という悩みは切実なものでした。それに正面から答えたものとして、伝教大師・最澄（日本天台宗の開祖、延暦寺の基を築く・七六七—八二二）の作と伝えられる『末法燈明記』は、きわめて貴重な書でありました。

ここで、「伝えられる」というのがだれしも引っかかるところで、つまりそれは「ひょっとすると偽物かも知れない。」——「最澄」を騙つて誰かが書いた——ということですね。

文化を未来へ !!

社寺建築・設計施工・文化財修復



株式会社

小島建設

代表取締役 小島 隆

〒511-0045 三重県桑名市伝馬町103番地
TEL. 0594-22-6200 FAX. 0594-23-3745

本物説・偽物説の議論される中で、榮西禪師と親鸞聖人は、法然上人や日蓮上人とともに本物説を支持された「お仲間」でした。もちろん、法然上人と親鸞聖人は師弟の関係ですからともかく、それぞれ時代も少しずつ違うので、これらの祖師たちによつて『末法燈明記』の支持派の会合が持たれたなどということではなく、各師が本物として引用された

彼らは仏法に仕えながら、淫らな行ないもするようになるだろう。」と。
今の時代で考えてもどきつとする
ような部分もあるくらいで、当時この書を開いた人は大きな衝撃を受けたことでしょう。そして、
「……将来、末世においては、名ばかりの僧（形だけの僧、外見だけの僧）でも、世の導師とするようになるのである。」と。

このようないい僧でも導師になるとい
う、さらに驚くべきことです。そして、
このようないい状況を黙認するにと
どまらず、積極的に受け入れよとい
う話に進むのです。
むかひみょうじ

『末法燈明記』はその題のとく、まさに「末法の世に明かりを灯す」書挿し絵で、親聖人はその主著『教行信証』

〔末法燈明記〕

で
新鸞聖人はその主著『教行信証』
でかなりのスペースを割いて引用し、
「この濁つた世の中に生きている
者たちは今が末代という特別な時代
であることも知らず、僧・尼の威儀(いぎ)
(作法にかなつた立居振舞)の乱れ
ていることを謗(そき)つてゐる。今の時代
の出家も在家も自分の置かれた立場
をよく考えよ。」と、時代認識の大切
さを強調し、この『末法燈明記』を
紹介されます。

ここで、「無戒」に補足がついています。

「末法の時代はただ教えだけがあつてそれを修行する者もいなければ、また覚る者もいない。もし戒法があるならばまた破戒(はいか)（戒を破る）もあるだろうが、すでに戒法すらない。どんな戒を破るからと言つて破戒が

もし仏がおられなければ縁覚が無上の宝であり、もし縁覚がいなければ羅漢が無上の宝であり、……もし清らかに戒を持つ人がいなければ破戒の僧が無上の宝であり、もしその僧がいなければ髪を剃り袈裟をつけた

「たとえば、一般世間では金を無上の宝とする。そこでもし金がなければ銀を無上の宝とするだろう。さらにもし銀がなければ真鍮しんちゅうを無上の宝とするだろう。もしそれもなければ銅・鉄・白鑔びやくらう(銅と亜鉛の合金)・鉛を無上の宝とするだろう。同じようすに、仏法では仏が無上の宝である。えんがく

今あるもので当座をしのぐ
もう少し、『末法燈明記』の比喩を見てください。

とも悪いとも判断のしようがありません。「無戒」を悪いというのは、『良いこと・悪いこと』を教えていない子供を叱りつけているようなものです。ですから、「無戒名字の僧」とは、「戒」というものがあることそのものを知らない、名ばかりの、格好だけの僧」ということになります。このような僧をこそ大切にせよ、というのが『末法燈明記』の結論です。

あると言つただろうか。」と。

永年の信用
まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社／京都市中京区烏丸通三条下ル ☎075(221)4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200 <http://www.koekisha-kyoto.com>

◆ 葬儀式場 ◆ —

公益社北プライトホール	(堀川黎明)	京都市北区紫明通堀川東入	☎ (075) 414-0420
公益社中央プライトホール	(五条大和路)	京都市東山区五条通大和路	☎ (075) 551-5555
公益社南プライトホール	(堀川八条)	京都市南区南堀川通八条下西側	☎ (075) 662-0042
公益社西プライトホール	(五条西大路)	京都市右京区五条通西大路西入南側	☎ (075) 322-0042
公益社宇治プライトホール	(宇治楨島)	宇治市楨島町(文教大学前)	☎ (0774) 20-0142
公益社滋賀プライトホール	(大津)	大津市朝日が丘1丁目	☎ (077) 523-0042

無戒名字の僧が無上の宝とされるのである。

欲望のために自らを駄目にしている多くの世間の人たちは、この名ばかりの僧でも恐れおののくから、その存在意義があるのである。もしこの名ばかりの僧でも護り養つて大切にするならば、この僧でも遠からず無生法忍(不生不滅の真実をさとる)の位を得るだろう。これをまとめるところは、八重の無上の宝があつて、第一は如来、第二は縁覚、第三は声聞、第四は前三果の賢聖、第五は禅定の凡夫、第六は持戒の僧、第七は破戒の僧、第八は無戒名字の僧である。はじめの四つは正法の時の宝であり、後の三つは像法の時の宝であり、後の一つは末法の時の宝である。これによつて破戒の僧も無戒の僧もみな時代の眞の宝なのである。

いくつもの位が出てきて煩雑になりましたが、「いくつもランクがあるのだなあ」という程度に聞いていただければ結構です。要するに「今ある一番ましなものを大切にせよ。」ということです。今はたまたま「末法」という大きな課題を考えているために特別のことのように思えるだけで、よく考えてみると、これはどんなことにも当てはります。

たとえば、自動車でタイヤがパンクしたらスペアタイヤに交換します。このごろのスペアタイヤは、黄色い

鉄の円板に自転車のようないたいタイヤのついたペラペラのタイヤです。ござんいでください。」とあります。六〇キロ以上は出でます。六〇キロでも怖いような、いかにも危なつかしいタイヤです。でも、一応走れます。「無戒名字」の僧は、これのようなもので、ちゃんとお坊さんの代用品だと考えてください(笑い)。



「守れない」だけではすまされない

戒を守り己を律することを覚りに至る必修条件とする教えの場合は、破戒は許されず、まして無戒など論外です。戒を守るというのは修行の一種ですが、先にも触れたように、

淨土真宗はそもそも自分で自分を励まして修行する(自力の行)ことでのだなあ」という程度に聞いていただければ結構です。要するに「今ある一番ましなものを大切にせよ。」ということです。今はたまたま「末法」という大きな課題を考えているために特別のことのように思えるだけで、よく考えてみると、これはどんなことにも当てはります。

さきに私は、「淨土真宗では機教えを受ける人の宗教的能力——とということを重視する」と言いました。聖人は、お書きになつたものの随所に末法の機には淨土真宗・念佛の教えがひつたりしているのだ、と力説されていきます。「末法には念佛しかない」というのが宗祖の教えです。

浜松営業所／浜松市根洗町1116
TEL.053(438)2788
浜北支店／浜北市於呂1377-5
TEL.053(588)7503
袋井インター支店／袋井市山科3256-1
TEL.0538(43)0510
静岡営業所／藤枝市上青島560-1
TEL.054(641)7131
裾野支所／裾野市水窪34-6
TEL.0559(93)3581
豊川インター支店／愛知県豊川市上野2丁目48
TEL.0533(84)7854
ヒラガお仏壇ギャラリー／静岡県浜松市根洗町1115-2
TEL.053(414)2010

榮西禅師と親鸞聖人

禅と念佛という一見正反対にも見える教えが、しかも同じ時期に盛んになつたのは、やはり不思議です。

石のヒラガ

平賀石材工業所

墓石／仏壇／建築・環境石材・灯籠 etc

本社工場／静岡県磐田郡佐久間町川合922

TEL.0529(65)1232

浜松石材センター／浜松市三方原町701-2

TEL.053(438)8235

榮西禪師について私は、「興禪護國論」を著して、戒律の重要性を説き、禪を興すことによって国を守護することになると教え、禪の一宗としての独立を主張された」という程度の字面の上ののみの知識しか持つておませんが、同じく末法の危機に立つて仏法の興隆に心を碎くに当たつて、戒律について逆の認識をされた点が、お二人の違いの一つということがあります。考えてみれば、何かの危機に直面したときに、二つの逆の対応策を取る人が出てくるのはどんなときでもあることで、むしろ自然のことなかも知れません。

聖道門で修行をされている皆様がおいでいただきことが私たちの励みになつてゐることを、今まで無意識には感じていましたが、新流会の皆様方とお付き合いをさせていただき中で、これが次第に意識化されてきました。私たちが「いづれの行も及び難い」と言う前に、その行に及んでおられる、または及ぼうとされている方がおいでいただきご確認の現実が、何ともありがたいのです。一方に「有戒(持戒)」があつてこそ「無戒」が実感できるのであつて、もし本当に『末法燈明記』のように戒を持つ人が完全にいなくなつたとすると、「無戒」とは何なのかもわからなくなってしまうということに気づかせていただきました。

生臭だけではない

今までのお話だけだと、淨土真宗つていうのは「もう、生臭の總本家みたいなもんやないか。」とお感じになるかも知れません。そこで、今詳しいお話しをする時間はあります。私どものご先祖が特に厳しかつたとの一、二を付け加えておきます。

まず一つは、家内安全、商売繁盛、病気が治る、安産合格……といふうないわゆる現世利益——精神性の乏しい幸福——を求めて、お願ひおねだり——するために念佛を称えるものではない。淨土真宗の念佛は、私たちが信心をいただいたそのお礼の念佛なのだ。仏様(阿弥陀様)は私たちに、物事を正しくありのままに見せ、やるべきことに勇気を与えてくださるお方であると心得よ。」と教えられました。

もう一つは先祖供養についてです。親鸞聖人が「父母の孝養(親が生きていたときと亡くなつてからの親孝行のために念佛をしたことは一度もない」と仰つた(『歎異鈔』)ように、念佛は先祖を供養するためのものではないということです。「先程からお話をの如く、いづれの行も及び難き身なので、亡くなつた父や母を成仏させる力などあるわけがない。それよりもまず、自分自身が成仏することに専念しなさい、それが先なん

結び

こんなことで、「禅と念佛は水と油だが、決して犬と猿ではない。」ということを申し上げて、結びといたします。

なお、今日は私どものところの若手僧侶たちも皆様方の中に入れています。ただ、私共々大いに良い刺激を受けることができたと思います。今後、より深い交流をお願いいたしました。

完

【講師紹介】
昭和二十年一月二十五日、本願寺第二十四世大谷光暢法主を父に、皇太后実妹智子裏方を母に、六人兄弟の末弟として生まれる。大阪大学基礎工学部を卒業後、伊藤忠商事・大阪本社に約一年間勤務。昭和四十四年四月より父法主に随つて布教に従事。平成五年四月先代遷化の後、その遺志により跡を継いで現在に至る。理子一家の視野と親鸞聖人の信仰を心に兼ねそなえ、門信徒の枠を超えての講演活動も盛ん。

石勝

岐阜県可児郡御嵩町中652-1

TEL(0574) 67-2281 自宅(0574) 67-6320

<http://www.ip.mirai.ne.jp/~j-hara/>



石勝作品



墓 石籠

兼六公園こじろ石籠

広がるデジタルデバイド

中川 武頼 氏

最近よく耳にする言葉かと思いま
すが、デジタルデバイドという言葉
を聞いたことがあるでしょうか？現
在では日本を含める先進国の中では、
デジタルデバイド（情報格差）＝イン
ターネットを使用できる人と使用で
きない人の格差が広がりつつあり、
今後ますますその差は大きくなつて
いくといわれています。

ここで今現在、一般的にはデジタ
ルデバイドという言葉を耳にすると、
単純にインターネットの事業に携わ
る人とそうでない人の所得格差が広
がっていくという認識をもたれるか
もしれません。例えば、今後ますま
すインターネットビジネスが隆盛を
高め、ヒルズ族のようなIT事業家
達のみにお金が集中していくという
イメージです。

大多数の人はITがもたらす利益
が自分や一般家庭には関係のない話
だと思っているかもしれません。し
かしデジタルデバイドに伴う所得の
差の広がりは、もうすでに一般家庭
の中にもどんどんと進行していつて
いるのです。

例えば皆さんの中でインターネット
を見る、メールをする以外で、イ
ンターネットを二次的に使用してい
る人はどれくらいいるでしょうか？
トを使用する、ショッピングを楽し
むといった行為よりも少し進んだ二
次的使用で家庭内の支出を抑え、一
般家庭でも収入を得る家庭がどんど
んと増えています。
たとえば最近の流行にヤフーオー
クションなどのインターネットオー
クションがあります。これは個人間
で不用品を売買するサイトなのです
が、誰でもがリスクなくインターネッ
ト上で物の売買に参加できます。
このオークションですが最近では
個人の参加者、特に主婦層の参加が
非常に増えてきています。一般家庭
の不用品をオークションで処分する
ケースが増えてきているのです。
例えば家庭内の不用品をリサイク
ルショップや古本屋に売つてもわざ
かなる値段にしかなりません。しかし
オークションではリサイクルショッ
プなどの事業者を介さずに直接相手
に物品を販売することで、ずっと高
い値段で不用品を売却できるのです。
今ではオークションでの個人間売
買の流通量は一日に十五億を超える
ほどまでに成長しています。

家庭内の不用品など売れないので
はと心配する必要はありません。た
とえあなたにとつてはすでに価値が
ないものでも世の中にはそれを欲し
がっている人は多くいます。
賢い主婦層は不用品を高めで処分
して、成長が早い子供服などはオー
クション内で安く大量に購入してい
るのです。

最近ではもはや趣味でインターネッ
トを使用する、ショッピングを取り巻く環境
はわずか五年で目覚ましい発展を遂
げ、今では一般の方が本を売るブック
オフで本を買い、それをオークショ
ンで転売するせどり（本の転売のこ
と）といわれる転売で月に数十万円
の収入を得ている主婦や、趣味で海
外に行つたときに仕入れをして旅行
費を浮かす主婦も現れてきました。
カリスマ主婦のオークション活用法
といつた本や有料情報を販売する主
婦も現れてくるほどです。

この例はけして特殊な例ではありません。一般家庭でもインターネット
を使用することで支出を減らし、
さらに収入を得る機会までも得ること
ができるのです。

安く商品を購入するということでは
は他にも価格比較サイトというもの
があります。これはパソコンや家電
などのネットショップの価格をネット
上で一覧表示し、今現在、最も安
い店とその価格が一目で分かるよう
にした情報サイトのことです。全国
のショップの価格が表示されていま
すので、いちいち近所の店を回るよ
りもずっと早く安い金額の商品を探
すことができます。

ほかにもインターネットの利用は
実際に様々です。中でもめざましいほ
どの進化を遂げたと思うのがインターネ
ットを利用した電話、通信です。
今ではパソコンのメッセンジャー
というソフトを使用して無料テレビ
電話で、国内、海外を問わず何分で

御法衣・莊嚴具・稚児貸衣裳

△山田八郎法衣店

〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目39-31
電話 (052) 241-1817 FAX (052) 241-1834

も会話でできる時代が来ました。スカイプという新サービスがあるのです。が、パソコンから格安の料金で日本国内の携帯電話にもつなげることができます。このサービスは世界中で常時一〇〇万人を超える人が利用しています。事業者、一家庭においても既存の通信手段を見直す時代はもうすでに来ているのです。

現在ここ数年のブロードバンドの広がりや個人ブログの流行でインターネット上に存在するWEBページの数は八十億を超えるともいわれています。

このWEBページの数は今地球上に現存する書籍の量をすでに超えているとも言われていますが、自宅のパソコンでインターネットを使用することでありとあらゆる情報を自宅のパソコンから取り入れることができるようにになりました。

インターネットは家の中に巨大な辞書をおいているようなもの、またはパソコンから世界につながつていいるイメージといったほうがわかりやすいかもしれません。キーボードを入力するだけであらゆる情報が手に入る時代になつたのです。

今後もWEBページの増加に伴い、インターネットを利用する者と利用していない者とでますます情報収集力に差が現れてきます。

本当のデジタルデバイドとは冒頭で述べたIT事業家達のみに利益が生まれることでなく、こうしてインターネットを利用している者として

いない者との情報格差により、一家庭内の身近なところでも所得格差や情報格差が現れてくることです。今後はヒルズ族のようはIT事業家たちにお金が集まるのはもちろんのこと、一般家庭でもどんどんと収入や豊かさに差が現れてくるでしょう。すでにアメリカのアリゾナ州の小学校では教科書をなくして宿題もオンラインで提出するペーパーレスを実現した未来の学校のモデルができます。そこでは教科書や筆箱の代わりに生徒には一人一台ノートパソコンが与えられます。

さらに日本では信じられないことですが、シンガポールでは十六歳の少年が自宅のパソコン一台で億万長者になつたり、パキスタンでは九歳の少女がマイクロソフトの認定プロフェッショナルを取得しました。IT世代の申し子達はすでに生まれてきているのです。

近年パソコンの普及が一般的になつたとはいえ、インターネットの世界はまだ生まれて十年ほどの入り口の状態です。

あと十年経つたらどうでしょうか?

先のIT世代の申し子達がニュービジネスを構築して、今ある産業が押されていくのは目に見えています。格差社会は今後十年でもっと広がっていくのです。

それをいち早く示すようにアメリカではここ数年で失業率は最低に、フードスタンプと言われる低所得者向け食料補助制度を受ける受給者は

去四年間で三十七%もの億万長者の数が増加しているのです。

これはIT世代の先駆者達がパソコンを自分の代わりに働かせることで、すでに人の何倍もの労働力を創出することに成功していることを示しています。

昨年以降日本でも格差社会が謳われるようになつてきました。デジタルデバイドから敗退する前に今からパソコンに慣れ親しまなくてはならないのです。

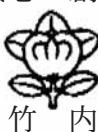
数年先には日本でも受験や就職の面接でメールリテラシー（メールを読む、書く等活用する技術）能力や、ヤフー やグーグルの検索エンジンの検索力のテストが必要になるかもしれません。

デジタルデバイド・米国では一九九〇年代中盤から論議され始め、一九九九年七月の商務省報告書「Falling Through the Net: Defining the Digital Divide」では、年収七万五〇〇〇ドル以上の世帯は、最低所得層の世帯に比べインターネットにアクセスできる比率が二十倍以上、パソコン所有率も九倍以上、また最高度の教育を受けた層と最低度の教育を受けた層のアクセス格差は一年間で二十五%上昇と指摘された。

【プロフィール】
中川 武頼（なかがわ たけよし）
昭和五十二年六月十六日 可児市に生まれる。
ネット業界で活躍中。

寺院莊嚴具・仏像・仏具・仏壇
位牌調製 製造販売
妙心寺派寺院御用達

真心で創る



ねもと店
〒507-0078

岐阜県多治見市高根町3-75-2(旧248号沿い)
TEL〈0572〉27-2204
FAX〈0572〉27-2204

竹内佛具店

ショールーム
〒507-0833

岐阜県多治見市広小路3-28
TEL〈0572〉23-8746
FAX〈0572〉24-1008

「伝える力を養う」



妙心寺派教学部長

正法寺住職

栗原 正雄

昭和六十三年の臨黄高等布教講習会で団らぬも布教師適任証を頂き、翌年の平成元年より妙心寺派の定期巡教に出させていただきました。あれから十七年、さまざまなことがありました。巡教は貴重な体験であり、大変勉強になりました。

私の学生時代を知る人たちからは「エツーお前が布教師に」と驚かれましたが、私自身でも僧侶になつていることだけでも不思議であり、ましてや布教師です。本当に摩訶不思議であります。しかし、本来の怠け者、いい加減な私が、僧侶、布教師という型に入ることで、逆に自分を律し、曲がりなりにも道を外すことなく今まで生きて来れたのかも知れません。思えば有り難いことです。

さて、初めて私が人前で話をし、何かを伝えたということは、もちろん幼稚園のお遊戯会だったり、小学校での学習発表会であつたのではと思いますが、大勢の人の前で話をし

つにつれて当時副司の横江師より方丈前で団体参拝者に説明するように命ぜられてガイドをしたのです。私の一言一句に大勢の方が耳を傾けてくれ、頷いてくれる。何かを伝えることの面白さ、そして喜びを感じたときでした。もう二十数年前のことですが…。

先にも記しましたが、その後、布教師になり各地を巡教させていただきましたが、さまざまなことを学びました。私の初巡教地は、愛知西教区で、最初の開教寺院が名古屋の徳源寺でした。私は短い期間でしたがその徳源寺で修行させていただいた者、私にとっては禪僧としての基であります。それでなくても初巡教は緊張するもの、ましてや最初の開教寺院が修行した徳源寺…、憂鬱な日々が続きましたが一端お受けした以上、逃げるわけにもいかず名古屋へ向かいました。

掛塔したときは違う緊張感の中、山門を潜り庫裡玄関へ、雲水さんによ

て、何かを伝達し得た喜びを感じたのは大学時代かもしれません。これは薪流会との縁でもあるのですが、妙心寺山内、東海庵に京都冬の旅特別拝観の手伝いに行かせて頂いたときのことです。初めは受付や拝観者の整理等の手伝いでしたが、日が経つにつれて当時副司の横江師より方丈前で団体参拝者に説明するように命ぜられてガイドをしたのです。

しかし、安堵した私の心中を見透かされたのか、「でも襖の向こうにいるかも知れないよ」とすかさず言葉を続けてニヤリとされたのです。そのときの老師の顔は今でも忘れられません。初めての巡教法話でしたが、老師の言葉が頭から離れず、襖の向こうが気になつて気になつて、何を話したか覚えていませんし、今でも冷や汗の出る思い出です。

その後、巡教に出たたびに、また人前で法話をするとたびに、「襖の向こうで…」という老師の言葉を思い出します。四書の『大學』に「慎独 独りを慎む」という言葉が出てまいります。茶人でもある松平不昧公がよく使われた言葉としても有名です。

かく隠れたるより見られるは莫く、
かく微かなるより顯らかなるは莫く、
故に君子は独りを慎む

書院へと案内されました。薰陶を受けた閑栖老師、松山萬密老師に相見を請うと、萬密老師の方から書院へわざわざ出て来られたではありませんか。恐縮しながら挨拶をし、近況報告をした後のことです。

老師が「本当は聞きたいが、私が聴衆の中にはいるとやりにくいだろうから私は出ないよ」と言われました。

禅の妙相

大本山妙心寺・臨済宗各御本山御用達

御袈裟法衣

莊嚴仏具調進司

後藤新助法衣仏具店

〒616-8041 京都市右京区花園寺ノ前町30番地
電話(代表) 075-462-3915/FAX 075-462-3616
E-mail : rinzai@rmail.plala.or.jp

駐車場完備

「暗く隠れていることほどに世に現れるがちなものはない。細やかなことほどに世に明らかになりやすいものはない。ゆえに独りを慎め」と、他人の前では大変慎み深く、心得た者のように振舞うが、誰も見ていないところでは何をしてかすかわからぬ、というのが偽らざる自分自身の姿かもしれません。

しかし、誰も見ていないところで

も、仏が見ている、天が見ている、私の中のもう一人の自分が見ている。

その澄んだ眼をごまかすことなく、その眼に恥じて、おのれの言葉を行ひを慎んでいくことが「独りを慎む」ということであり、萬密老師の「襖の向こうにいるかもしぬない」という言葉の深い意味ではなかつたでしようか。

初巡教、初着寺院が、自らの禅僧としての原点である徳源寺であつたという得難い体験は、私にとっては大きなプラスになりましたし、老師の言葉は、布教師として、僧侶としての大きな指針になりました。

ところで後で知つたのですが、愛知西教区へ私が初巡教で来ると聞いて、閑栖の萬密老師と住職の嶺興嶽老師が相談され、最初に徳源寺へと巡教日程を組んでくださいました。二人の老師の深い慈悲心に感謝す。

すると共に、その御心に添うためにも更なる精進を誓いたいと思つております。

このたび、貴重な誌面を頂きましての私なりに思う布教教化の方や心得について駄文であります。冒頭のタイトル「伝える力を養う」と題して綴つて見たいと思います。今後もご高覧ご教示いただければ幸いです。

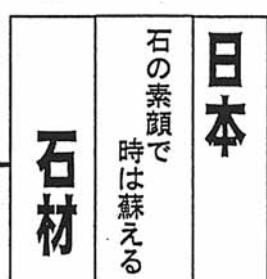
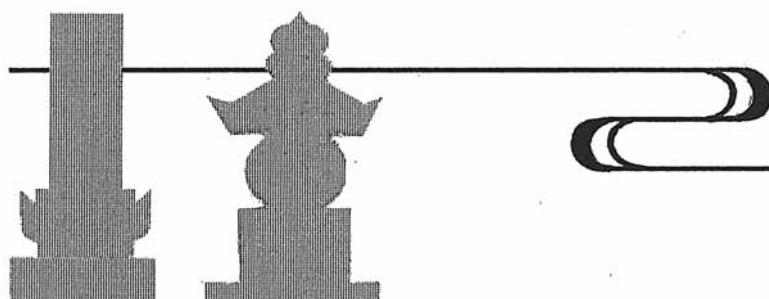


【プロフィール】

栗原 正雄(くりはらしょうじゅう)
一九五六年(昭和三十一年)広島県福山市
に生まれる。

京都花園大学社会福祉学科卒業後、名古屋市
の臨済宗妙心寺派専門道場、徳源寺にて
妙心寺派元管長松山萬密老師のもとで修業。
現在、広島県福山市鞆町の正法寺(しょう
ぼうじ)住職。
妙心寺派布教師。花園大学非常勤講師。
平成十二年四月一日より平成十五年三月三
十日まで大本山妙心寺の常任布教師。布
教伝道室長を務め、平成十七年五月二十五
日より教学部長に就任し現在にいたる。

家族のきずな ご先祖様の安らぎを永遠に…



(株)日本石材



0120
50-5563

本 社 : 〒600-8371 京都市下京区大宮松原下る西門前407番地
TEL 075-841-5562 FAX 075-841-5564
東京支店 : 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目18-6
TEL 03-5568-7030
大阪支店 : 〒556-0003 大阪市浪速区恵美須西1丁目3-4
TEL 06-6634-9857
神戸支店 : 〒650-0015 神戸市中央区多聞通3丁目2-7
TEL 078-382-2292
その他 4支店12営業所

〈事業内容〉

- * 墓地・霊園に関するアフターサービス
- * 公園・霊園設計及びモニュメント等の企画・作成
- * 近代的な墓地・霊園の開発業務

方言詩紹介

松尾 静明 氏

方言詩「わが標準語」より

標準語

あそこへ嫁いつたら、気をつけるのですよ

あそこの人たちは、あそこが中央だと思つてゐるからね
あそここの言葉が、標準語だと思つてゐるからね

例えば、こんなふうにあそこは標準語を使つてゐるからね

いきる と言つたら、生きる ではなくて、騒ぐ
えらい と言つたら、偉い ではなくて、しんどい

しけた と言つたら、時化た ではなくて、沈んだ気持

そ ら と言つたら、空 ではなくて、上

つどう と言つたら、集う ではなくて、差し支える

なおす と言つたら、直す ではなくて、かたずける

にえる と言つたら、煮える ではなくて、耐えられない

ぬかす と言つたら、抜かす ではなくて、言う

はしる と言つたら、走る ではなくて、痛む

はらう と言つたら、払う ではなくて、返す

みてる と言つたら、満てる ではなくて、無くなる

せ く と言つたら、急せく ではなくて、たぐり寄せる

い い と言つたら、OK ではなくて、不必要
お く と言つたら、置く ではなくて、中止する

まだまだあるが、大切なことを一つ

わ れ と言つたら、我 のことではなくて、お前 のことだからね
「後かたづけは、『われ』がする」と言われても座つていないでね

あそこの人たちは、言葉は荒いけど、人柄はいいのよ

昔から気候は温暖だし、海幸山幸、水もおいしい

そのせいもあつて あそこの人たちからは

偉大な思想家や革命家は出ないけどね

それはともかく

あそこへ嫁いつたら、気をつけるのですよ

あそこの人たちは、あそこが中央だと思つてゐるからね
あそここの言葉が、標準語だと思つてゐるからね



松尾静明（まつお・せいめい）さん

1940年、賀茂郡大和町生まれ。18歳の頃から木下夕爾氏に師事。広島市内の印刷会社に勤務する傍ら、詩、童話、小説、書評などを書いてきた。詩集『丘』で第33回小熊秀雄賞、詩集『都会の畠』で第34回日本詩人クラブ賞を受賞。2001年秋に九冊目の詩集『方言詩 わが標準語』を出版。日本詩人クラブ会員、日本現代詩人会会員、広島県詩人協会副会長、日本中国文化交流協会会員。広島市在住。

托鉢報告

平成十七年十一月二十四日(木)名古屋市徳源寺様を会所にお借りいたしましたして、九時三十分参集、会長挨拶後、徳源寺雲衲を引手にお願いして、会員・役員・方広寺雲衲総勢十四名十時より市内托鉢出向、二時間托鉢貰座後解散。
なお、総裁猊下をはじめ多くの会員諸師・賛助会員・支援頂いた皆様方より義援金を送つて
いたたき有難うございました。
本日までの義援金(送金分・托鉢所得金)を合わせて、東海交通遺兎を励ます会一千円・虹の家(あしなが育英会)・日本ユニセフ(パキスタン震災)各十万円に義援金として贈らせて頂きました。



平成十七年度 名古屋市托鉢義援金

(順不同・敬称略)

方廣寺	萬壽寺	天授院	妙興寺	大法寺	梅林寺
常居寺	養德院	海福寺	岫雲軒老大師	孤雲室老大師	拾翠軒老大師
田中徳樹	横江桃国	城 良導	愛知県大山市(妙)	愛媛県八幡浜市(妙)	福岡県久留米市(妙)
福島県郡山市(妙)	京都府京都市(妙)	愛知県名古屋市(妙)	福岡県引佐郡方	大分県大分市(妙)	静岡県引佐郡方
梅蔭寺	興禪寺	高橋良菅	愛知県大山市(妙)	京都府京都市(妙)	大隱窟老大師
貞永寺	永田考明	林 仁山	静岡県静岡市(妙)	巨闊窟老大師	巨闊窟老大師
寶珠院	片桐三之	藤井麗玄	静岡県掛川市(妙)	梅林寺	方廣寺
静岡県浜名郡(方)					



龍月院	青山宜宥	前田英樹	岐阜県加茂
曹源寺	武藤英司	桃林寺	蟹江慈千
護國寺	松井丹眞	濟緣寺	吉田秀温
妙樂寺	大野全光	永昌寺	岐阜県高山
お仏壇の丸三	威代寺	定法院	岐阜県恵那
	南林寺	松源寺	岐阜県山県
	成功院	小島法久	岐阜県中津川
	瑠璃光寺	三品恵峰	岐阜県東濃八
	持正院	川瀬春水	岐阜県安八
	華藏院	吉田正道	岐阜県関ケ原
	清寥院	岸浪敏宗	岐阜県一宮
	宝珠寺	大崎景山	愛知県一宮
	海元寺	林 崑成	岐阜県一宮
	蓮藏院	安泰完州	愛知県宝飯
	桂林寺	小澤牧羊	愛知県春日井
	安国寺	浅井玄真	愛知県大分
	福高寺	後藤康道	岐阜県東国東
	地藏寺	宇都宮珠也	愛媛県八幡浜
一千円	安國寺	日下哲禪	愛知県名古屋
	菊水寺	渡邊貞正	岐阜県岐阜
	護國寺	服部利明	岐阜県揖斐
	神護寺	岡崎良顕	岐阜県海津
	長月寺	細川貞顕	静岡県天童
	足立良典	鈴木敏雄	岐阜県岐阜
	護国寺	堀 貞順	岐阜県多治
	妙樂寺		滋賀県蒲生
	お仏壇の丸三		岐阜県安八



有限会社 永田印刷

〒505-0021 岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
TEL〈0574〉25-2729・FAX〈0574〉26-8089

平成17年度 会計決算報告

一般会計

収入 5,033,724円
 支出 5,033,724円
 残高 0円

平成17年度 一般会計報告

収入

(単位・円)

項目	予算	決算	比較	備考	前年度決算額
賛助金	600,000	630,500	30,500	正副総裁・顧問・参与	700,000
会費	600,000	555,000	▲ 45,000	役員・会員	637,000
事業収入	400,000	493,150	93,150	色紙収益	384,320
広告収入	600,000	685,000	85,000	会報広告掲載料	470,000
賛助企業	150,000	125,000	▲ 25,000		150,000
雑収入	50,000	27	▲ 49,973	預金利息	24
繰越金	2,545,047	2,545,047	0		2,443,410
合計	4,945,047	5,033,724	88,677		4,784,754

支出

(単位・円)

項目	予算	決算	比較	備考	前年度決算額
本部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
浜松支部	50,000	46,577	▲ 3,423	活動費	43,148
事務費	400,000	542,072	142,072	要覧作成・事務用品他	360,644
通信費	150,000	148,090	▲ 1,910	郵送料・宅配便他	132,210
会議費	200,000	175,415	▲ 24,585	会所費他	196,232
文化部	300,000	159,606	▲ 140,394	研修会事業費	249,459
編集部	900,000	752,520	▲ 147,480	会報編集・発行	894,388
托鉢部	100,000	2,927	▲ 97,073	托鉢事業費	99,329
財務部	50,000	390,205	340,205	事業費	38,000
慶弔費	20,000	90,000	70,000		0
交際費	80,000	80,000	0	中外日報・文化時報広告	80,000
予備費	100,000	0	▲ 100,000		96,297
繰越金	2,545,047	2,596,312	51,265	次年度へ繰越	2,545,047
合計	4,945,047	5,033,724	88,677		4,784,754

特別活動基金 497,000円

前年度繰越金	347,000
今年度積立金	150,000
合計	497,000

托鉢部会計出納詳細

(単位・円)

期日	適用	収入	支出	残高
2月10日	一般会計より	100,000		100,000
4月15日	振込用紙印字代		5,100	94,900
4月15日	永田印刷		9,870	85,030
11月24日	方広寺雲納・茶媒		26,000	59,030
11月24日	徳源寺・菓儀		10,000	49,030
11月24日	托鉢・斎座		25,970	23,060
11月24日	托鉢送金分	622,000		645,060
11月24日	托鉢当日分	14,470		659,530
11月26日	写真代		1,147	658,383
11月28日	東海交通遺児		200,000	458,383
11月28日	あしなが育英会		100,000	358,383
11月28日	日本ユニセフ		100,000	258,383
11月28日	通信費		11,310	247,073
12月25日	特別活動基金へ		150,000	97,073
12月25日	一般会計に繰入		97,073	0

会計監査報告

平成17年1月1日より平成17年12月31日間の会計について、帳簿等証拠書類を照合致しましたところ、厳正且つ正確に処理されていますことを、認めましたのでここに報告申し上げます。

平成18年2月1日

監事 伊藤鑑寶



監事 戸崎知則



法衣と衣屋について

草木兵助法衣店

草木
佳貴氏

私は、この四月を持って家業である法衣業を継いで早いもので約四年の歳月が過ぎました。この四年という短い期間の中で様々な和尚様から多大なる御指導、御鞭撻を戴き私自身成長させて戴きました。今から考えれば大学卒業当初は、自らの明確な考え方ではなくただ目の前に引かれていた道に進んだに過ぎませんでした。

我社の歴史は古く「続南禅寺史」二百二十二頁に見られる一文に、「天保十一年の開山大遠諱を控えて天保九年衆寮改築が話題に上つた。勿論其の経費は莫大であつた。そのため同年七月講中世話人仏界居士、橘屋兵助、越前屋彌右衛門、菱屋四朗兵衛等六十名を方丈にあつめ、再建を評議し日掛三年、一萬人取組の頼母子講を計畫している」この文に見られる「橘屋兵助」というのが私どもの先祖で、現在も「橘屋兵助」というのを略し「橘兵」として屋号になっています。現在確認できる中では、この「天保十一年」というのが一番古いようです。

私はこの事実を知つてうれしく思いましたし、家業を継ぐことの意義、大切さを考えました。私自身歴史を学ぶことは、好きなのでそういう点では歴史のある御本山や、寺院に携わり歴史に触れる事ができる法衣業というものは私に向いているのではないかと思います。

解らないのですが、仏教が中国から渡つて來ると同時に法衣も中国から渡つて來たようです。今現在も中國から持ち帰られた御袈裟が約七百年の時を越えて現存し國の重要な文化財として認定されています。そして長年の月日をかけて今現在の臨濟宗独自の法衣・御袈裟の形に至つたと思われます。衣屋として数百年かけて守られてきた「形」「決り事」を正確にこの先に伝えて行くことが大袈裟に言うようですが、衣屋としての使命ではないかと思います。

先に述べたとおり法衣という物がどのようにして今日に伝わつてゐるのかこの機会に少し調べて見ました。法衣自体は、やはり仏教と共に印度、中国を経て日本に伝わつたようです。特に臨済宗の法衣に付いて述べると、鎌倉時代当時それまでの平安朝時代に発展した天台・真言宗教団の僧衣を教衣と呼んだのに対して、新たに渡来した禪宗の僧衣を禪衣と呼びました。榮西禪師が末法思想、末法濁世の時代にこそ正法に立ち返らうと入宋し新しい仏教を日本に持ち帰られた際、その範を中国にとり新しく当時の法衣を日本に持ち込まれたようです。これまで用いられていた宋末仏教の全面的移入を考えられました。当然法衣も完全そのままに宋代の法衣を日本に持ち込まれたのです。これまで用いられていた教衣とは、まったく違う形で袖が大きくなり當時の民衆はとても驚き又奇妙にも思つたのではないでしようか。そして新興支配層としての武士に受け入れられ、禪僧の着用する法衣である禪衣が武士による政権の確立と相まって、広く様々な教団に用いられていったようです。一概に禪宗様式の禪衣が様々な教団の僧衣の元になつたのではないですが、少なからずとも影響を与えたことは間違ひな

特に臨濟禪において正式の衣とし
ては、袴、袖丈ともに長い大衣（導
具衣）を用いています。その上幅も
広く、長さも長大な「大袈裟」（九条
製裟）を用います。鎌倉時代以前平安
佛教は、九条以上の長い御袈裟はほ
とんど用いることがなかつたようで、
ご存知だと思うのですが今日私達が
使つてゐる「大袈裟な」という言葉
は、当時の人々がこの必要以上に長
く大きな衣、御袈裟を身につけた姿
から來てゐるようです。

禪宗が中国から日本に持ち込み現
在広く浸透してゐるものとして、金
欄の織物、製裟と、絡子があります。
金欄の製裟は、鎌倉以降新渡來の
禪宗において中国の新しい様式とし
て受け入れられ数多く伝来してきた
ようです。当初は禪宗にのみ使用さ
れた金欄の製裟もそのうち各宗派に
も浸透して行き使用されるようになつ
たようです。日本でこの金欄の織物
が制職されたのは、桃山時代になつ
てからと思われます。現在の西陣織
が、明代の職技の移入によつたもの
で、金欄の織物は、御袈裟や仏前の
水引戸帳、打敷等の品物が最初では
ないかと考えられています。私はこ
の記述を読みはじめて知りました。
それまでは、西陣織りといえば呉服、
帯などが世間一般に広く知られてい
て当然日本における金欄の起源もそ
こにあると考えていました。

そしてもう一つ禪宗の伝来とともに
用いられたものに絡子があります。
七條製裟、九条製裟共に普段の生活
には、多少不便であるために考え出
されたのが絡子のようです。そして
絡子について面白い記述が在りまし
た。それは、御袈裟を小型に改め、
禪宗に用いさせたのは、唐の則天武

后だといわれているそうです。これまで挙げてきた法衣に関するものの他にも禅宗がもたらしたもの、禅宗と共に渡来し幅広く人々の生活に浸透したものなど多くあると思いません。またそれらのものが今日現在も言葉の例にみられるように私達の生活の一部となり、御袈裟や法衣の例をみると、當時とほぼ同じ形で伝えられていることは、とても感慨深いものがありますし、又この先何百、何千年と伝えていくことが重要だと思います。

私達衣屋が現在作る衣や金襴袈裟は、先人達の努力と知恵の結晶であること、そして宗門の発展、仏法の護持に尽力されてこられた和尚様方のおかげで今の私達衣屋があることに感謝したいと思います。又この先法衣や、金襴袈裟を通して少しでも宗門の発展、仏法の護持のお役に立てればと思います。最後にもう一つ衣屋として新しい発見がありました。それはかの有名なアメリカ・ポストン美術館が江戸時代の金襴七条袈裟を数十点所蔵していることです。これらの金襴袈裟が、資料として所蔵されているのか、美術品として所蔵されているのか解りませんが、法衣業に携わる私としては、美術品として所蔵されていると勝手に都合の良い様に考えています。「美術館に認められる美術品」までいかないとしても誰もが認める立派な金襴七条袈裟を作つていいきたいと思います。

プロフィール

草木 佳貴（くさき よじたか）
プロフィール
昭和五十六年生まれ
平成十五年 大学卒業と同時に家業を手伝
い現在に至る。大学では、経営学を専攻

新流会謹製伝導掲句のご案内

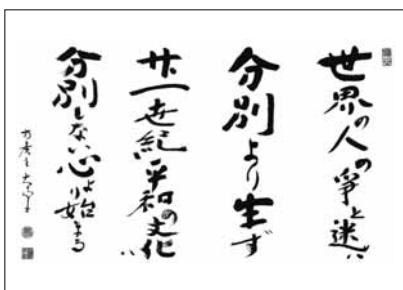
『上求菩提 下化衆生』寺院の伝導掲示板に禅を掲げませんか!!

我々一山を預かる住職として檀信徒教化の伝導物として山門及び玄関等に、その季節・行事にあつた禅的な伝導掲示が必要でないでしょうか。

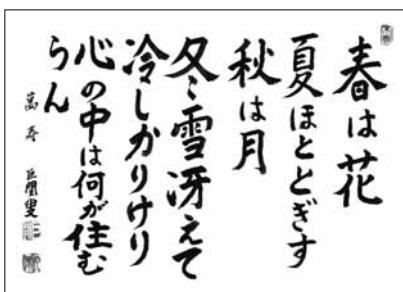
自々の禅の浅深はともかく、本来ならば個々の禅的体験から湧き出る金言を掲示出来れば良いのですが、想いと裏腹に的確な表現が出来ず、つい一般流通の掲示物に頼る次第であります。この一般流通の掲示物は通佛教的及び仏教一般を対象としています。

そこで当会として、寺院の檀信徒はもとより大衆の教化・伝導掲示物として、薪流会の顧問老太師方のご協力を得て、禅風を高揚致したく伝導句を別紙の要項にて配布いたします。

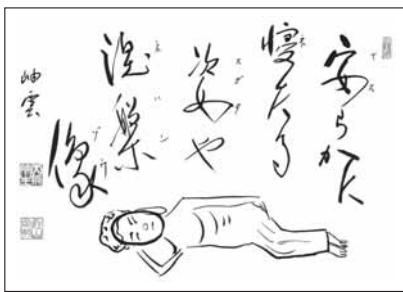
なおこの、頒布事業の収益の一部を、発会より微力乍ら行つてある社会支援の一環にあてさせていただきます。



大隱窟老大師 挥毫



巨闕窟老大師 挥毫



岫雲軒老大師 挥毫

体裁

一セット

(七二〇mm×五一四mm)×十句

和紙工芸印刷

※バラにての配付はいたしかねます。

掲示句揮毫者紹介

大隱窟老大師

方広寺派管長 大井際断

薪流会総裁

巨闕窟老大師

妙心僧堂師家 西尾宗滴

薪流会副総裁

岫雲軒老大師

妙心僧堂師家 雪丸令敏

薪流会顧問

江松軒老大師

徳源僧堂師家 稲垣宗久

薪流会顧問

支払方法

商品発送時に請求書・振込用紙を

同封いたします。

TEL ○五七四一六四一五三七
FAX ○五七四一六四一四七四九

以上

申し込み

左記担当者まで、電話・ファックス・ハガキにて、住所・寺名・氏名・電話番号・申し込みセット数をお知らせ下さい。

【担当】薪流会財務部

〒五〇九一〇二二四

岐阜県可児市久々利一七〇八一一
長保寺内

一五〇〇円(税込み)(会員割引)
送料／宅急便 着払い

各大本山御用達

草木兵助法衣店

〒604-0024 京都市中京区衣棚通御池上下妙覚寺町

京都 (075) ダイヤル 221-0934
TEL・FAX 241-0773

電話は営業時間内(午前9時~午後7時)に出来るだけお願いします

お正月用色紙御案内

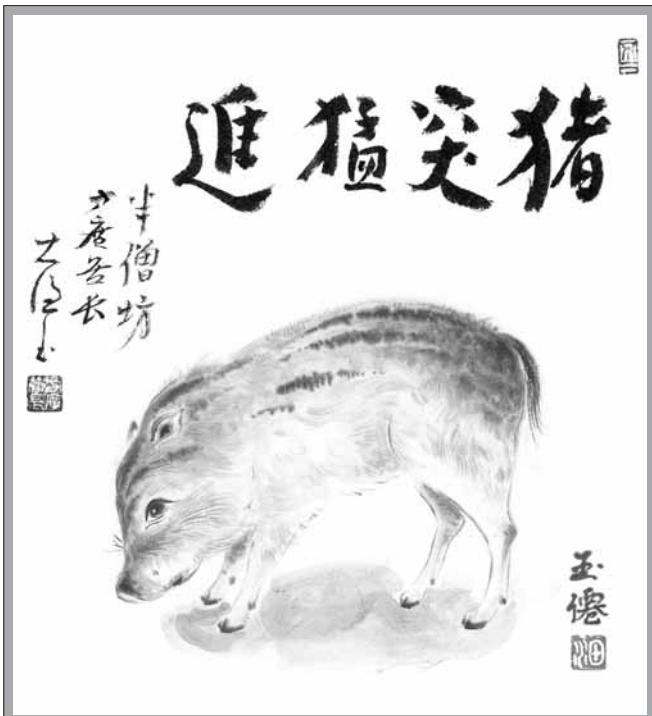
大隱窟老大師揮毫色紙

(工芸印刷)

解説書・たとう紙付（折込み済）
ご好評頂いております総裁猊下揮毫
の正月用色紙を本年も発売致します。

一枚 四〇〇円 「送料別・税込」
(但し会員は三〇〇円)

※寺院の方は五〇枚単位にて御願い
致します。
(但し在宅の方は十枚単位より受付
致します。)



平成19年 お正月用色紙見本

申込み先 (左記の二方寺にて受け付けます)

大雄寺

〒509-0301

岐阜県加茂郡川辺町下麻生一九九八

TEL ○五七四一五三一六七五五

FAX ○五七四一五三一六九二二

徳生寺

〒434-0041

静岡県浜北市平口五四八

TEL ○五三一五八七一〇〇五

FAX ○五三一五八七一〇〇九

申込期日
平成十八年十月二十日〆切
発送
十一月末日頃

* 薄流会報も、おかげを持ちまして十五号を発行することができました。私自身、この編集部という大役を十一号からあざかり、五年ということになります。そしてこの五年をもちまして、編集部という大役を終えることになりました。初めは、不安ばかりでしたが、皆様のおかげを持ちましてなんとか無事終えることに対し、心より感謝しております。今後、違う部に移りますが、何卒ご指導ご鞭撻宜しくお願ひいたします。

発行するにあたり、何分未熟者ゆえに役員の皆様には多大なるご迷惑をかけまして深謝申し上げます。そして、多大なるご指導を頂き誠にありがとうございました。今後も「上求菩提下化衆生」を胸に努力いたしますので、皆様のご指導、ご鞭撻、ご教授を宜しく申し上げます。

* 総裁猊下におかれましては、今後も衆生済度にご活躍頂きますことを御祈念申し上げます。
* 井上文夫先生におかれましては、ご多忙の中、講演を頂き、まことにありがとうございました。今後ともご指導、ご鞭撻、ご教授を宜しくお願い申し上げます。
* 田中治先生におかれましては、ご多忙の中、対談をして頂き、まことにありがとうございました。今後ともご指導、ご鞭撻、ご教授を宜しくお願いいたします。
* ご多忙の中、ご投稿頂きました栗原正雄様、中川武頼様、草木佳貴様、松尾静明様、誠にありがとうございました。

前編集部長 山本正憲

○○編集後記○○

フリーダイヤル 0120-86-2779

仏壇・位牌・寺院用具・仏教美術品

ぬしや仏具店

浜松市貴布祢504-7

漆・金箔の天竜工房

浜松市西藤平1664

仏壇・工芸品修復の新原工房

浜松市新原4243-1

FAX 053-586-8779